

那 霸 市 公 報

第 1 7 9 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 条 例 ◇

- 那覇市公設市場条例の一部を改正する条例（なはまち振興課）…………… 1606
- 那覇市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（納税課）…… 1608
- 那覇市税条例の一部を改正する条例（納税課）…………… 1610
- 那覇市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例（子育て応援課）…… 1615
- 那覇市営住宅条例の一部を改正する条例（市営住宅課）…………… 1617
- 那覇市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）…………… 1623
- 那覇市緑ヶ丘公園集会所条例の一部を改正する条例（子ども政策課）…… 1625

◇ 規 則 ◇

- 那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則（なはまち振興課）… 1630
- 那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（市営住宅課）…………… 1646
- 那覇市緑ヶ丘公園集会所条例施行規則の一部を改正する規則（子ども政策課）…………… 1651

◇ 告 示 ◇

- 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定について（建築指導課）…………… 1657
- 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の公表について（財政課）…… 1658
- 令和2年度決算に基づく資金不足比率の公表について（上下水道局企画経営課）…………… 1659

○令和 2 年度那覇市一般会計歳入歳出決算書及び監査委員意見概要 (財政課)	1659
○令和 2 年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書 (財政課)	1670
○令和 2 年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書 (ちゃーがんじゅう課)	1674
○令和 2 年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書 (国民健康保険課・ 健康増進課)	1680
○令和 2 年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書 (国民健康保険課)	1686
○令和 2 年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書 (子育 て応援課)	1690
○令和 2 年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書 (まちなみ整備課)	1694
○令和 2 年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書 (まちなみ整備課)	1698
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残 留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定につ いて (保護管理課)	1702
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について (保護管理課)	1703
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残 留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定につ いて (保護管理課)	1704
○令和 2 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) (国民健康保険 課)	1705
○令和 3 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) (国民健康保険 課)	1707
○令和 2 年度那覇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について (上下水道局 企画経営課)	1709
○令和 2 年度那覇市下水道事業会計決算 (上下水道局企画経営課)	1718

◇ 公 告 ◇

- 公共施設に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 1726
- 那覇市緑ヶ丘公園集会所指定管理者募集について（こども政策課）…………… 1727
- 首里山川町・桃原町宅地造成工事建築協定の認可及び縦覧について（建築指導課）…………… 1729
- 個人情報業務届出書の公表について（法制契約課）…………… 1730
- 保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課）…………… 1734
- 令和4年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加資格審査申請（追加申請）について（管財課）…………… 1736
- 令和4年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請（追加）の受付について（法制契約課）…………… 1738

◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について…………… 1739
- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 1744

条 例

那覇市条例第49号
令和3年10月7日
公 布 済

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例

那覇市公設市場条例(1963年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
那覇市牧志 公設市場	那覇市牧志3丁目3番10号 (衣料部)、那覇市牧志3丁 目3番4号(雑貨部)	那覇市宇栄 原公設市場	[略]
那覇市宇栄 原公設市場	[略]	[略]	
[略]			
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。			

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市条例第50号
令和3年10月7日
公 布 済

那覇市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

那覇市固定資産評価審査委員会条例(昭和47年那覇市条例第78号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p>5～6 [略]</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>6～8 [略]</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4～5 [略]</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>6～8 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第51号
令和3年10月7日
公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は社会福祉法人那覇市社会福祉協議会に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は社会福祉法人那覇市社会福祉協議会に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者</p>

の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2～5 [略]

付 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第1条の5 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2～5 [略]

付 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第1条の5 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除

<p>2～3 [略]</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第2条 平成30年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 [略]</p> <p>2～23 [略]</p> <p>24～25 [略]</p>	<p>く。)を課さない。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第2条 平成30年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 [略]</p> <p>2～23 [略]</p> <p><u>24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p><u>25～26 [略]</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の7第1項の改正規定、付則第2条及び第6条の2の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日

(2) 第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定、付則第1条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同項に規定する寄附金について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した改正前の第34条の7第1項に規定する寄附金については、なお従前の例による。

- 2 前条第2号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

那覇市条例第52号

令和3年10月7日

公 布 済

那覇市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市子ども医療費助成条例(平成5年那覇市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、助成対象者のこどもに係る医療費(<u>こどもが6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者である場合については、入院に係る医療費に限る。</u>)につき、一部負担金に相当する額(高額療養費又は付加給付等があるときは、その額を控除した額)を助成する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第6条 市長は、規則で定める申請又は申出に基づき、次に掲げる方法により医療費の助成を行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>受給資格者のこどものうち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが</u>保険医療機関等において受給資格者証及び被保険者証等を提示して医療を受けた場合において、当該受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に第4条第1項に規定する一部負担金に相当する額を支払う方法</p> <p>2 [略]</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、助成対象者のこどもに係る医療費につき、一部負担金に相当する額(高額療養費又は付加給付等があるときは、その額を控除した額)を助成する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受給資格者のこどもが保険医療機関等において受給資格者証及び被保険者証等を提示して医療を受けた場合において、当該受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に第4条第1項に規定する一部負担金に相当する額を支払う方法</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の那覇市子ども医療費助成条例の規定は、令和4年4月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。

那覇市条例第53号
令和3年10月7日
公 布 済

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略](第1条～第3条)</p> <p>第2章 [略](第4条～第42条)</p> <p>第3章 改良住宅及び第3種住宅の管理 (第43条～第56条の4)</p> <p>第4章 [略](第57条～第63条)</p> <p>第5章 [略](第64条～第73条)</p> <p>第6章 [略](第74条～第74条の9)</p> <p>第7章 [略](第75条～第79条)</p> <p>付則 (用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>第3種住宅 市営住宅のうち、公住法及び改良法に基づかないで建設した住宅及びその附帯施設をいう。</u></p> <p>(4) <u>共同施設 公住法第2条第9号に規定する共同施設(第3種住宅にあっては、これに準ずる施設)及び改良法第2条第7項に規定する地区施設をいう。</u></p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 本市に市営住宅を設置し、その名称及び位置は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第11条 公営住宅の入居決定者は、決定の日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>原則として入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、規則で定める</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略](第1条—第3条)</p> <p>第2章 [略](第4条—第42条)</p> <p>第3章 改良住宅の管理(第43条—第56条)</p> <p>第4章 [略](第57条—第63条)</p> <p>第5章 [略](第64条—第73条)</p> <p>第6章 [略](第74条—第74条の9)</p> <p>第7章 [略](第75条—第79条)</p> <p>付則 (用語の定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>共同施設 公住法第2条第9号に規定する共同施設及び改良法第2条第7項に規定する地区施設をいう。</u></p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 本市に市営住宅を設置し、その名称及び位置は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(1) <u>緊急連絡人(入居者の安否の確認その他の協力を求めることができる者で</u></p>

<p><u>連帯保証人1人の連署する請書その他規則で定める書類を提出すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認められる者に対しては、第1項第1号の請書に<u>連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u></p> <p>4 市長は、公営住宅の入居決定者が<u>第1項又は第2項に規定する期間内に第1項各号の手続をしないときは、公営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</u></p> <p>5～6 [略]</p> <p>第3章 改良住宅及び第3種住宅の管理</p> <p>(第3種住宅の入居者の資格)</p> <p><u>第50条 第3種住宅に入居することができる者は、第6条第1項第1号及び第3号から第5号までの条件を具備し、かつ、収入の額が9万円以下でなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p><u>第51条 第4条、第5条、第8条第1項及び第2項、第9条から第11条まで、第16条から第20条まで、第21条第1項及び第2項、第22条から第28条まで並びに第41条の規定は、第3種住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定(第5条第3号及び第4号を除く。)中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第50条」と、第17条第1項中「第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの請求があったときは、明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項」とあるのは「第42条第1項(第7号及び第8号を除く。)」と読</u></p>	<p><u>あつて規則で定めるものをいう。以下同じ。)の氏名、連絡先等を記載した請書その他規則で定める書類を提出すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認められる者に対しては、第1項第1号の請書に<u>緊急連絡人の氏名、連絡先等の記載を必要としないこととすることができる。</u></p> <p>4 市長は、公営住宅の入居決定者が<u>第1項に規定する期間内(第2項の規定の適用がある場合にあつては、同項に規定する市長が別に指示する期間内)に第1項各号の手続をしないときは、公営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</u></p> <p>5～6 [略]</p> <p>第3章 改良住宅の管理</p> <p><u>第50条から第56条まで 削除</u></p>
---	---

み替えるものとする。

(第3種住宅の家賃)

第52条 第3種住宅の家賃は、他の市営住宅の家賃を勘案し、1万5,800円以下で規則で定める。

(第3種住宅の家賃の変更)

第53条 第46条第1項の規定は、第3種住宅の家賃の変更について準用する。この場合において、同項中「前条」とあるのは「第52条」と、「第44条」とあるのは「第51条」と、「改良住宅」とあるのは「第3種住宅」と読み替えるものとする。

(第3種住宅の同居の承認)

第54条 第12条の規定は、第3種住宅の同居の承認について準用する。この場合において、同条中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と、「第10条」とあるのは「第10条(第1項第1号を除く。)」と読み替えるものとする。

(第3種住宅の入居の承継)

第55条 第13条の規定は、第3種住宅の入居の承継について準用する。この場合において、同条中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と、「第11条」とあるのは「第11条(第1項第2号を除く。)」と読み替えるものとする。

(第3種住宅の明渡請求)

第56条 第42条第1項(第7号及び第8号を除く。)及び第2項の規定は、第3種住宅の明渡請求について準用する。この場合において、同条第1項中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と、「第12条、第13条」とあるのは「第54条、第55条」と、同条第2項中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と読み替えるものとする。

(第3種住宅の廃止による他の市営住宅への入居の際の入居資格及び家賃の特例)

第56条の2 第3種住宅の用途の廃止により当該第3種住宅の明渡しをしようとする

入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、第6条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

第56条の3 市長は、第3種住宅の用途の廃止による第3種住宅の除却に伴い当該第3種住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の第3種住宅の最終の家賃を超えることになり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項、第33条第1項、第45条、第46条及び第48条の規定にかかわらず、政令第12条の規定の例により当該入居者の家賃を減額する。
(第3種住宅の廃止による移転料の支払い)

第56条の4 市長は、第3種住宅の廃止により除却すべき第3種住宅の除却前の最終の入居者が、当該第3種住宅の廃止に伴い住居を移転した場合には、規則で定めるところにより、通常必要な移転料を支払うものとする。

別表第3(第3条関係) [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等のある全ての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第2条及び第3条の改正規定、第3章の章名の改正規定、第50条から第56条までの改正規定、第56条の2から第56条の4までを削る改正規定並びに別表第3を削る改正規定並びに付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11条の規定は、令和4年4月1日以後に那覇市営住宅に入居しようとする者について適用し、同日前に那覇市営住宅に入居しようとする者については、なお従前の例による。

(那覇市営住宅基金条例の一部改正)

- 3 那覇市営住宅基金条例(平成21年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次に掲げる費用に充てる場合に限る、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) 市営住宅等(第3種住宅を除く。)の整備、修繕又は改良(以下「市営住宅の整備等」という。)に要する費用</p> <p>(2)～(3) [略]</p>	<p>(処分)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1) 市営住宅等の整備、修繕又は改良(以下「市営住宅の整備等」という。)に要する費用</p> <p>(2)～(3) [略]</p>
<p>備考 本則の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

那覇市条例第54号
令和3年10月7日
公 布 済

那覇市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第54号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 一つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号の第1号被保険者をいう。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師 1人</p> <p>(2) 社会福祉士 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(法第7条第5項の介護支援専門員であって、介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号の主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号の主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。) 1人</p>	<p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) 保健師<u>その他これに準ずる者</u> 1人</p> <p>(2) 社会福祉士<u>その他これに準ずる者</u> 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(法第7条第5項の介護支援専門員であって、介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号の主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号の主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。) <u>その他これに準ずる者</u> 1人</p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第55号
令和3年10月7日
公 布 済

那覇市緑ヶ丘公園集会所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市緑ヶ丘公園集会所条例の一部を改正する条例

那覇市緑ヶ丘公園集会所条例(平成30年那覇市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(開所時間及び休所日)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、必要があると認めるときは、開所時間を変更し、又は臨時に集会所を開所し、若しくは休所することができる。</p> <p>(利用の制限等)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、集会所の利用を拒み、又は集会所からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(専用利用の許可)</p> <p>第7条 第3条第1号の集会室を専用して利用しようとするものは、<u>市長</u>の許可(以下「専用利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、<u>前項</u>に規定する許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 専用利用許可を受けたものは、<u>市長</u>に対し、その利用に係る料金(以下「<u>使用料</u>」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>使用料</u>は、別表により算定した額とする。</p> <p>3 <u>使用料</u>は、<u>市長</u>が定める日までに納付し</p>	<p>(開所時間及び休所日)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>第16条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「<u>指定管理者</u>」という。)</u>は、必要があると認めるときは、<u>市長の承認</u>を得て開所時間を変更し、又は臨時に集会所を開所し、若しくは休所することができる。</p> <p>(利用の制限等)</p> <p>第6条 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、集会所の利用を拒み、又は集会所からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(専用利用の許可)</p> <p>第7条 第3条第1号の集会室を専用して利用しようとするものは、<u>指定管理者</u>の許可(以下「専用利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、<u>専用利用許可</u>をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 専用利用許可を受けたものは、<u>指定管理者</u>に対し、その利用に係る料金(以下「<u>利用料金</u>」という。)を<u>支払わなければならない</u>。</p> <p>2 <u>利用料金</u>は、別表に定める額の範囲内において、<u>指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする</u>。</p> <p>3 <u>利用料金</u>は、<u>指定管理者</u>が定める日まで</p>

なければならない。

- 4 既に納付した使用料は、還付しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1)～(2) [略]

(3) その他市長が特別の理由があると認める場合

(専用利用許可の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、専用利用許可をしない。

(1)～(4) [略]

(5) その他市長が不相当と認めるとき。

(専用利用許可の取消し等)

第11条 市長は、専用利用許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該専用利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)～(4) [略]

(施設の変更禁止)

第12条 専用利用許可を受けたものは、集会所の施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

に支払わなければならない。

- 4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(1)～(2) [略]

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

(専用利用許可の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、専用利用許可をしない。

(1)～(4) [略]

(5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

(専用利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、専用利用許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該専用利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)～(4) [略]

(施設の変更禁止)

第12条 専用利用許可を受けたものは、集会所の施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第16条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たし、集会所の管理を行わせるに最適な社会福祉法人その他の団体を地方自治

法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容が集会所の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った集会所の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、集会所の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則並びに那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年那覇市条例第4号)の規定に従い、集会所の管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第18条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第4条第1号に掲げる事業の実施に関する業務

(2) 第4条第2号及び第3号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務

(3) 専用利用許可に関する業務

(4) 集会所の維持管理に関する業務

第16条 [略]	(5) <u>その他市長が必要と認める業務</u> 第20条 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の那覇市緑ヶ丘公園集会所条例の規定によってした同日以後の利用に係る処分、手続その他の行為は、改正後の同条例(以下「新条例」という。)の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 新条例第16条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

規 則

那霸市規則第35号
令和3年10月7日
公 布 済

那霸市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公設市場条例施行規則(1963年那覇市規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用の許可の申請)</p> <p>第2条 条例第3条第1項の規定により那覇市公設市場(以下「市場」という。)の使用の許可を受けようとする者は、次の表に定める申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>[表 略]</p> <p>(更新の許可の申請)</p> <p>第3条 条例第3条第3項の規定により使用の更新の許可を受けようとする者は、使用期間が満了する日の10日前までに、次の表に定める申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>[表 略]</p> <p>(使用許可等)</p>	<p>(使用の許可の申請)</p> <p>第2条 条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、<u>公設市場使用許可申請書(第1号様式)</u>に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める書類</p> <p>ア 許可を受けようとする者が個人である場合 <u>住民票の写し及び本人確認書類の写し</u></p> <p>イ 許可を受けようとする者が法人である場合 <u>登記事項証明書及び定款等</u></p> <p>ウ 許可を受けようとする者が外国人である場合 <u>在留カード、旅券その他の就労に係る許可を得ていることが確認できる書類の写し</u></p> <p>(2) <u>市税の滞納がないことを証明する書類</u></p> <p>(3) <u>暴力団等でないこと等に関する誓約書(第2号様式)</u></p> <p>(4) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p> <p>(更新の許可の申請)</p> <p>第3条 条例第3条第3項の許可を受けようとする者は、使用期間が満了する日の10日前までに、<u>公設市場使用更新許可申請書(第3号様式)</u>に前条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(使用許可)</p>

第4条 市長は、前2条の規定による申請書の提出があった場合において、店舗の使用を適当と認めるときは店舗使用許可証(第5号様式)を、倉庫、冷蔵庫設置場所、事務室及び冷蔵庫の使用を許可したときは倉庫(冷蔵庫設置場所・事務室・冷蔵庫)使用許可証(第6号様式)を申請者に交付する。

2 前項の規定による許可をする場合においては、条例第3条第4項の規定に基づき、許可の条件として、連帯保証人が、許可を受けた日から原則として4年の間において許可を受けた者が公設市場の使用料を滞納することがある場合、又は条例第11条に規定する賠償の義務を負うことがある場合は、これらの債務を保証し、許可を受けた者と連帯して必ずこれらの債務を履行する旨を約し、連署した請書(第7号様式)を提出させるものとする。

3 前項の請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書

(2) 連帯保証人の所得を証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

4 第2項の連帯保証人が責任を負う保証債務の極度額は、申請者が条例第3条第1項又は第3項の許可を受けたときにおける使用料の12月分に相当する額とする。

5 申請者は、第2項の規定による連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書(第8号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(誓約書等)

第5条 第2条及び第3条の許可を受けようとする者は、誓約書(第9号様式)その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

第4条 市長は、条例第3条第1項又は第3項の許可をしたときは、公設市場使用許可証(第4号様式)を当該許可を受けた者に交付する。

(規則で定める額)

第6条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する額は、使用許可の日から起算し、1月未満は、日割計算で算出する。

第7条～第8条 [略]

(開業)

第9条 市場の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた日から30日以内に開業しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、当該期間を伸長することができる。

(従業員届)

第10条 使用者は、従業員を使用するとき、及び第3条の許可を受けようとするときは、従業員届(第10号様式)に必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(営業時間)

第11条 市場の営業時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、時間を伸縮することができる。

(1)～(2) [略]

(変更届)

第12条 この規則に定める申請書又は届書の記載事項に変更があったときは、これらの書類を提出した者は、直ちに公設市場使用関係書類記載事項変更届(第11号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(原状の変更等)

第13条 条例第8条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、原則として、その7日前までに原状変更等許可申請書(第12号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(規則で定める額)

第5条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する額は、使用期間の初日から起算し、1月未満は、日割計算で算出する。

第6条～第7条 [略]

(開業)

第8条 条例第3条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用期間の初日から30日以内に開業しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、当該期間を伸長することができる。

(従業員届)

第9条 使用者は、従業員を使用するとき、従業員届(第5号様式)に必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(営業時間)

第10条 那覇市公設市場の営業時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、時間を伸縮することができる。

(1)～(2) [略]

(変更届)

第11条 使用者は、この規則に定める申請書又は届書に記載した事項に変更があったときは、直ちに公設市場使用関係書類記載事項変更届(第6号様式)に変更があった事項の内容を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(原状の変更等)

第12条 条例第8条第1項ただし書に規定する許可を受けようとする者は、原則として、その7日前までに原状変更等許可申請書(第7号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があった場合で、これを適当と認めるときは、原状変更等許可書(第13号様式)を申請者に交付する。

(返還)

第14条 使用者は、使用場所を返還しようとするときは、原則として、返還する日の14日前までに公設市場返還届(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

2 使用場所を返還した者は、速やかに店舗使用許可証又は倉庫(冷蔵庫設置場所・事務室・冷蔵庫)使用許可証を市長へ返還しなければならない。

第15条～第17条 [略]

[別表 別記]

[第1号様式 別記]

[第2号様式 別記]

[第3号様式 別記]

第4号様式(第3条関係) [略]

第5号様式(第4条関係) [略]

第6号様式(第4条関係) [略]

第7号様式(第4条関係) [略]

第8号様式(第4条関係) [略]

第9号様式(第5条関係) [略]

第10号様式(第10条関係)

[略]
使用者 氏名 ㊟
[略]
従業員の使用について、那覇市公設市場条例施行規則 <u>第10条</u> の規定により、次のとおり届け出ます。
[略]

第11号様式(第12条関係)

[略]
氏名 ㊟
[略]
記載事項について変更があったので、那覇市公設市場条例施行規則 <u>第12条</u> の

2 市長は、条例第8条第1項ただし書に規定する許可をしたときは、原状変更等許可書(第8号様式)を当該許可を受けた者に交付する。

(返還)

第13条 使用者は、使用場所を返還しようとするときは、原則として、返還する日の14日前までに公設市場返還届(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

2 使用場所を返還した者は、速やかに公設市場使用許可証を市長へ返還しなければならない。

第14条～第16条 [略]

[別表 別記]

[第1号様式 別記]

[第2号様式 別記]

[第3号様式 別記]

[第4号様式 別記]

第5号様式(第9条関係)

[略]
使用者 氏名
[略]
従業員の使用について、那覇市公設市場条例施行規則 <u>第9条</u> の規定により、次のとおり届け出ます。
[略]

第6号様式(第11条関係)

[略]
氏名
[略]
記載事項について変更があったので、那覇市公設市場条例施行規則 <u>第11条</u> の

規定により、次のとおり届けます。

[略]	
使用場所番号	
関係書類	
変更事項	[略]
変更理由	

第12号様式(第13条関係)

[略]	
申請者 氏名	(印)
[略]	
使用場所の原状に変更を加え、又は工作物等を(設置・変更・廃止)することについて許可を受けたいので、那覇市公設市場条例施行規則第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。	
[略]	

[略]

第13号様式(第13条関係) [略]

第14号様式(第14条関係)

[略]	
使用者 氏名	(印)
[略]	
使用場所を返還したいので、那覇市公設市場条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり届けます。	
[略]	
使用場所	店舗・倉庫・冷蔵庫設置場所・ <u>事務室・冷蔵庫</u>
[略]	

[略]

規定により、次のとおり届けます。

[略]	
使用場所番号	
届出 変更事項	[略]
事項 変更理由	
	関係書類

第7号様式(第12条関係)

[略]	
申請者 氏名	
[略]	
使用場所の原状に変更を加え、又は工作物等を(設置・変更・廃止)することについて許可を受けたいので、那覇市公設市場条例施行規則第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。	
[略]	

[略]

第8号様式(第12条関係) [略]

第9号様式(第13条関係)

[略]	
使用者 氏名	
[略]	
使用場所を返還したいので、那覇市公設市場条例施行規則第13条第1項の規定により、次のとおり届けます。	
[略]	
使用場所	店舗・倉庫・冷蔵庫設置場所・ <u>事務室</u>
[略]	

[略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。
- 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 5 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

- 6 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。
- 7 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。
- 8 改正後様式の表示に対応する改正様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。
- 9 改正様式の表示に対応する改正後様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。
- 10 様式の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。
- 11 様式の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行後においてもなお当分の間、この規則の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

[改正前 別記]

別表(第6条関係)

用途	場所		金額(円)(1平方メートルにつき月額)			
			1等	2等	3等	4等
店舗	那覇市牧志公設市場	1階	8,100	7,776	7,452	5,832
		2階	4,860	4,536		
	那覇市第一牧志公設市場	[略]				
	[略]					
倉庫	那覇市牧志公設市場					432
	那覇市第一牧志公設市場					[略]
[略]						
事務室	那覇市牧志公設市場					2,700
	那覇市第一牧志公設市場					[略]
冷蔵庫	那覇市第一牧志公設市場					1,080

備考 店舗、倉庫、冷蔵庫設置、事務室及び冷蔵庫の場所並びに等級は、市長が定める。

[改正後 別記]

別表(第5条関係)

用途	場所	金額(円)(1平方メートルにつき月額)
----	----	---------------------

		1等	2等	3等	4等
店舗	那覇市第一牧志公設市場	[略]			
		[略]			
倉庫	那覇市第一牧志公設市場	[略]			
		[略]			
事務室	那覇市第一牧志公設市場	[略]			

備考 店舗、倉庫、冷蔵庫設置及び事務室の場所並びに等級は、市長が定める。

[改正前 別記]

第1号様式(第2条関係)

<p>店 舗 使 用 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p>	
<p>那覇市長 宛</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ここに申請者の顔 写真を貼ってくだ さい。 4cm×3cm程度</p> </div>	<p>住 所</p> <p>申請者 氏 名 ㊟</p> <p style="font-size: small;">(法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話(自宅・会社)</p> <p>電話(店舗)</p> <p>電話(携帯)</p>
<p>那覇市公設市場条例第3条第1項の規定により、店舗の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。</p>	
市 場 名	公設市場
使用場所番号	第 号
店 舗 名	
販 売 品 目	
使 用 面 積	㎡
使 用 料	円
添 付 書 類	<p>1 住民票抄本(特別)及び履歴書(申請者が個人である場合に限る。)</p> <p>2 登記事項証明書及び定款又は寄附行為(申請者が法人である場合に限る。)</p> <p>3 納税証明書 4 請書 5 誓約書</p> <p>6 在留カード、旅券その他の就労に係る許可を得ていることが確認できる書類の写し(申請者が外国人である場合に限る。)</p> <p>7 その他()</p>

使用許可番号	
--------	--

※使用許可番号の欄は、市で記入します。

[改正後 別記]

第1号様式(第2条関係)

公 設 市 場 使 用 許 可 申 請 書				
年 月 日				
<p>那覇市長 宛</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>ここに申請者の 顔写真を貼って ください。 4cm×3cm程度</p> </div>	<p>申請者 住 所</p> <p><input type="checkbox"/>個人 氏 名</p> <p><input type="checkbox"/>法人 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>電 話(本人・会社)</p> <p>電 話(本人以外※)</p> <p>(氏名 続柄:)</p> <p>※本人に連絡がつかない場合に使用します。</p>			
公設市場の使用の許可を受けたいので、那覇市公設市場条例第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。				
市 場 名	公設市場			
店 舗 名				
販 売 品 目				
	店 舗	倉 庫	冷蔵庫設置場所	事 務 室
使用場所番号				
使用面積	㎡	㎡	㎡	㎡
使用料	円	円	円	円
添 付 書 類 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 住民票の写し及び本人確認書類の写し(個人である場合) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書及び定款等(法人である場合) <input type="checkbox"/> 在留カード、旅券その他の就労に係る許可を得ていることが確認できる書類の写し(外国人である場合) <input type="checkbox"/> 市税の滞納がないことを証明する書類 <input type="checkbox"/> 暴力団等でないこと等に関する誓約書 <input type="checkbox"/> その他()			

使用許可番号 (市記入欄)	
---------------	--

[改正後 別記]
第2号様式(第2条関係)

暴力団等でないこと等に関する誓約書

年 月 日

那覇市長 宛

住 所

氏 名

私は、那覇市公設市場の使用に当たっては下記の事項について誓約いたします。
この誓約が事実と相違することが判明した場合は、使用許可の取消しの措置を受けても異存ありません。

記

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は同条第2号の暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- 2 暴力団又は暴力団員でないこと等について本市が警察署等に対し照会することを承諾すること。
- 3 暴力団員であることを知りながら、その者を従業員として雇用しないこと。
- 4 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、それらのものと仕入れや販売などの商取引を行わないこと。

[改正後 別記]

第3号様式(第3条関係)

公 設 市 場 使 用 更 新 許 可 申 請 書				
				年 月 日
<p>那覇市長 宛</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>ここに申請者の 顔写真を貼って ください。 4cm×3cm程度</p> </div>		<p>申請者 住 所</p> <p><input type="checkbox"/>個人 <input type="checkbox"/>法人</p> <p>氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>電 話(本人・会社)</p> <p>電 話(本人以外※) (氏名 続柄：)</p> <p>※本人に連絡がつかない場合に使用します。</p>		
<p>公設市場の使用の更新の許可を受けたいので、那覇市公設市場条例第3条第3項の規定により、次のとおり申請します。</p>				
市 場 名	公設市場			
店 舗 名				
販 売 品 目				
	店 舗	倉 庫	冷蔵庫設置場所	事 務 室
使用許可番号	第 号	第 号	第 号	第 号
使用許可年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用場所番号				
使 用 面 積	㎡	㎡	㎡	㎡
使 用 料	円	円	円	円
添 付 書 類 (規則第3条)	<input type="checkbox"/> 住民票の写し及び本人確認書類の写し(個人である場合) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書及び定款等(法人である場合) <input type="checkbox"/> 在留カード、旅券その他の就労に係る許可を得ていることが確認できる書類の写し(外国人である場合) <input type="checkbox"/> 市税の滞納がないことを証明する書類 <input type="checkbox"/> 暴力団等でないこと等に関する誓約書 <input type="checkbox"/> その他()			

[改正前 別記]

第3号様式(第3条関係)

<p>店舗使用更新許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那覇市長 宛</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 25%;"> <p>ここに申請者の顔 写真を貼ってくだ さい。 4cm×3cm程度</p> </div> <div style="width: 60%;"> <p>住 所</p> <p>申請者 氏 名 ㊟ <small>(法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)</small></p> <p>電話(自宅・会社)</p> <p>電話(店舗)</p> <p>電話(携帯)</p> </div> </div> <p>那覇市公設市場条例第3条第3項の規定により、店舗の使用の更新の許可を受けたいので、次のとおり申請します。</p>	
市 場 名	公設市場
店 舗 名	
使用許可番号	第 号
使用許可年月日	年 月 日
使用場所番号	第 号
販 売 品 目	
使 用 面 積	m ²
使 用 料	円
添 付 書 類	<p>1 住民票抄本(特別)(申請者が個人である場合に限る。)</p> <p>2 登記事項証明書及び定款又は寄附行為(申請者が法人である場合に限る。)</p> <p>3 納税証明書 4 誓約書</p> <p>5 在留カード、旅券その他の就労に係る許可を得ていることが確認できる書類の写し(申請者が外国人である場合に限る。)</p> <p>6 その他()</p>

[改正後 別記]

第4号様式(第4条関係)

(表)

		那覇市指令 第		号
公 設 市 場 使 用 許 可 証				
様				
1	市場名	公設市場		
2	使用許可番号	第		号
3	使用場所番号	第		号
4	使用期間	年	月	日～ 年 月 日
5	店舗名			
6	販売品目			
7	許可条件			
<p>那覇市公設市場条例第3条(第1項・第3項)の規定により、上記のとおり使用を許可します。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、那覇市公設市場条例第12条の規定により、市場の使用を停止し、又は使用許可を取り消すことがあります。</p> <p>(1) 使用許可の条件に違反して市場を使用したとき。</p> <p>(2) 他の使用者の使用を妨害したとき。</p> <p>(3) 使用料その他那覇市公設市場条例による使用者の義務に属する費用を期間内に納めないとき。</p> <p>(4) 不正の手段により使用許可を受けたとき、又は営業上不正の行為があったとき。</p> <p>(5) 市場の信用を失うようなことをしたとき。</p> <p>(6) その他那覇市公設市場条例又はこれに基づく那覇市長の指示若しくは命令に違反したとき。</p>				
年 月 日				
那覇市長				

（裏）

（教示）

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

那霸市規則第36号
令和3年10月7日
公 布 済

那霸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略](第2条～第24条)</p> <p>第3章 <u>改良住宅及び第3種住宅の管理</u> (第25条～第29条の2)</p> <p>第4章 [略]</p> <p>第5章 [略](第32条～第42条)</p> <p>第6章 [略](第43条～第43条の5)</p> <p>第7章 [略](第44条～第50条)</p> <p>付則 (提出書類等)</p> <p>第6条 条例第11条第1項第1号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) <u>入居者及び連帯保証人の印鑑証明書</u></p> <p>(2) <u>連帯保証人の所得証明書</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>誓約書</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略] (連帯保証人の要件)</p> <p>第7条 条例第11条第1項第1号の規則で定める連帯保証人は、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。</p> <p>(1) <u>日本国内に住所を有し、入居決定者と生計を同じくしていない者であること。</u></p> <p>(2) <u>入居者の公営住宅の利用から生じる一切の債務について連帯して保証することができる</u>と認められる者として、<u>市長が別に定める者であること。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略](第2条—第24条)</p> <p>第3章 <u>改良住宅の管理</u>(第25条—第29条)</p> <p>第4章 [略]</p> <p>第5章 [略](第32条—第42条)</p> <p>第6章 [略](第43条—第43条の5)</p> <p>第7章 [略](第44条—第50条)</p> <p>付則 (提出書類等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1) <u>入居者の印鑑証明書</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>緊急連絡人の住民票の写し</u>その他身分を証する書類の写し</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略] (緊急連絡人の要件)</p> <p>第7条 条例第11条第1項第1号の規則で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) <u>日本国内に住所を有していること。</u></p> <p>(2) <u>入居決定者と住所又は居所を同じくしていないこと。</u></p> <p>(3) <u>18歳以上であること。</u></p>

(連帯保証に係る極度額)

第7条の2 連帯保証人が責任を負う保証債務の極度額は、入居者の入居時における家賃の6月分に相当する額とする。

(連帯保証人の変更)

第8条 入居者は、連帯保証人が死亡その他の事由により連帯保証人でなくなったとき、又は第7条各号の条件を具備しない者となったときは、速やかに連帯保証人を変更しなければならない。

2 入居者は、前項の規定により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書を市長に提出し、その承認を得なければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について通知するものとする。

4 入居者は、連帯保証人の住所、氏名又は勤務先に変更があったときは、速やかに連帯保証人住所等変更届を市長に提出しなければならない。

(改良住宅への準用)

第25条 第3条(第2項並びに第4項第2号及び第4号を除く。)、第6条(第1項第3号を除く。)から第8条まで、第11条から第21条(第2項を除く。)まで、第22条及び第24条の規定は、条例第43条第1項の規定による改良住宅に入居させるべき者について準用する。

(緊急連絡人の変更)

第8条 入居者は、次に掲げる場合に該当するときは、速やかに前条各号に掲げる要件のいずれにも該当する新たな緊急連絡人を届け出なければならない。

(1) 緊急連絡人が死亡した場合

(2) 緊急連絡人が前条第1号又は第2号に掲げる要件に該当しなくなった場合

(3) 入居者が緊急連絡人の変更を希望する場合

2 前項の規定による届出は、緊急連絡人届出書及び新たな緊急連絡人の住民票の写しその他身分を証する書類の写しを市長に提出してしなければならない。

3 入居者は、緊急連絡人の氏名、連絡先等に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(連帯保証人から緊急連絡人への変更)

第8条の2 市長は、連帯保証人を立てている入居者が連帯保証人を廃止し、かつ、緊急連絡人を届け出ることを希望したときは、これを認めるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(改良住宅への準用)

第25条 第3条(第2項並びに第4項第2号及び第4号を除く。)、第6条(第1項第2号を除く。)から第8条の2まで、第11条から第21条(第2項を除く。)まで、第22条及び第24条の規定は、条例第43条第1項の規定による改良住宅に入居させるべき者について準用する。

<p>2～3 [略]</p> <p>第3章 <u>改良住宅及び第3種住宅の管理</u></p> <p>(第3種住宅への準用)</p> <p>第28条 <u>第2条から第13条まで、第15条から第20条まで及び第24条の規定は、第3種住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と、第2条中「条例第6条第1項各号に掲げる」とあるのは「条例第50条で規定する」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(第3種住宅の家賃)</p> <p>第29条 <u>条例第52条の規定において規則で定めるとされている第3種住宅の家賃は、別表第3に定めるとおりとする。</u></p> <p>(第3種住宅の廃止による移転料の支払い)</p> <p>第29条の2 <u>条例第56条の4に規定する通常必要な移転料は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第42条に規定する公営住宅建替事業における移転料に準じて支払うものとする。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第38条 <u>条例第69条第1項の規定において規則で定めることとされている駐車場の使用料(以下「使用料」という。)は、別表第4に定める額とする。</u></p> <p>(様式)</p> <p>第49条 <u>条例及びこの規則の規定による別表第5に掲げる文書の様式は、市長が定める。</u></p> <p>別表第3(第29条関係) [略]</p> <p>別表第4 [略]</p> <p>[別表第5 別記]</p>	<p>2～3 [略]</p> <p>第3章 改良住宅の管理</p> <p>第28条及び第29条 削除</p> <p>(使用料)</p> <p>第38条 <u>条例第69条第1項の規定において規則で定めることとされている駐車場の使用料(以下「使用料」という。)は、別表第3に定める額とする。</u></p> <p>(様式)</p> <p>第49条 <u>条例及びこの規則の規定による別表第4に掲げる文書の様式は、市長が定める。</u></p> <p>別表第3 [略]</p> <p>[別表第4 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。
- 5 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。
- 6 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等のある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第3章の章名の改正規定、第28条及び第29条の改正規定、第29条の2を削る改正規定、第38条及び第49条の改正規定並びに別表第3を削り、別表第4を別表第3とする改正規定並びに別表第5の改正規定(同表を別表第4とする部分に限る。)は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第5(第49条関係)

番号	文書の名称	関連条項
1～11	[略]	
12	請書(定期入居決定用)	[略]
13	誓約書	第6条第1項第4号
14	市営住宅入居許可書	[略]
15	[略]	
16	連帯保証人変更承認申請書	[略]
17	連帯保証人住所等変更届	第8条第4項
18	入居変更承認申請書	[略]
19～83	[略]	

[改正後 別記]

別表第4(第49条関係)

番号	文書の名称	関連条項
1～11	[略]	
12	請書(定期入居決定用)	[略]
13	市営住宅入居許可書	[略]
14	[略]	
15	緊急連絡人届出書	[略]
16	入居変更承認申請書	[略]
17～81	[略]	

那霸市規則第37号
令和3年10月7日
公 布 済

那霸市緑ヶ丘公園集会所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市緑ヶ丘公園集会所条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市緑ヶ丘公園集会所条例施行規則(平成30年那覇市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(専用利用許可の申請等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の申請は、利用しようとする日の属する月の前月の初日(その日が休所日である場合は、その直後の休所日でない日)から、当該利用しようとする日から起算して5日前(休所日を除く。)までの間に受け付けるものとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>市長</u>は、専用利用許可をしたときは、那覇市緑ヶ丘公園集会所利用許可書を申請したものに交付するものとする。</p> <p>(専用利用許可の変更の申請等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の申請は、利用しようとする日から起算して2日前(休所日を除く。)までの間に受け付けるものとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>市長</u>は、第1項の変更の許可をしたときは、那覇市緑ヶ丘公園集会所利用変更許可書を申請したものに交付するものとする。</p> <p>(利用の取りやめ)</p> <p>第6条 専用利用許可を受けたものが当該専用利用許可を受けた施設を利用しないこととなったときは、那覇市緑ヶ丘公園集会所利用取りやめ届に第3条第3項又は第4条第3項に規定する許可書を添えて、当該利用の日の前日(休所日を除く。)までに<u>市長</u>に提出するものとする。</p> <p>(<u>使用料の還付</u>)</p>	<p>(専用利用許可の申請等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の申請は、利用しようとする日の属する月の前月の初日(その日が休所日である場合は、その直後の休所日でない日)から、当該利用しようとする日から起算して5日前(休所日を除く。)までの間に受け付けるものとする。ただし、<u>指定管理者</u>が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>指定管理者</u>は、専用利用許可をしたときは、那覇市緑ヶ丘公園集会所利用許可書を申請したものに交付するものとする。</p> <p>(専用利用許可の変更の申請等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の申請は、利用しようとする日から起算して2日前(休所日を除く。)までの間に受け付けるものとする。ただし、<u>指定管理者</u>が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>指定管理者</u>は、第1項の変更の許可をしたときは、那覇市緑ヶ丘公園集会所利用変更許可書を申請したものに交付するものとする。</p> <p>(利用の取りやめ)</p> <p>第6条 専用利用許可を受けたものが当該専用利用許可を受けた施設を利用しないこととなったときは、那覇市緑ヶ丘公園集会所利用取りやめ届に第3条第3項又は第4条第3項に規定する許可書を添えて、当該利用の日の前日(休所日を除く。)までに<u>指定管理者</u>に提出するものとする。</p> <p>(<u>利用料金の返還</u>)</p>

第7条 条例第8条第4項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) その他市長が必要と認める場合
市長が必要と認める額

2 条例第8条第4項ただし書の規定による使用料の還付の申請は、那覇市緑ヶ丘公園集会所使用料還付申請書に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第9条の規定により使用料を減免する額は、別表に定めるとおりとする。この場合において、減免する額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

2 前項に規定する減免の申請は、那覇市緑ヶ丘公園集会所使用料減免申請書によるものとする。

(遵守事項)

第9条 集会所を利用するものは、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1)～(5) [略]

(6) その他市長の指示すること。

第7条 条例第8条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

2 条例第8条第4項ただし書の規定による利用料金の返還の申請は、那覇市緑ヶ丘公園集会所利用料金返還申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(利用料金の減免)

第8条 条例第9条の規定により利用料金を減免する額は、別表に定めるとおりとする。この場合において、減免する額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

2 前項に規定する減免の申請は、那覇市緑ヶ丘公園集会所利用料金減免申請書によるものとする。

(遵守事項)

第9条 [略]

(1)～(5) [略]

(6) その他指定管理者の指示すること。

(公告)

第10条 市長は、条例第16条第1項の規定により集会所の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 名称及び位置

(2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3) 指定管理者の指定の予定期間

(4) 条例第16条第2項の申請(次条において「指定申請」という。)の方法

(5) その他市長が必要と認める事項

(指定申請)

第11条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第16条第3項の規則で定める申請書は、那覇市緑ヶ丘公園集会所指定管理者指定申請書とする。

3 条例第16条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定款又は寄附行為(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(2) 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書

(3) 役員の名簿及び履歴書

(4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書

(6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

(7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の集会所の管理に係る事業計画書及び収支予算書

(8) その他市長が必要と認める書類(指定等)

第12条 市長は、条例第16条第1項の規定による指定をするときは、那覇市緑ヶ丘公園集会所指定管理者指定書を交付する。

2 市長は、条例第16条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市緑ヶ丘公園集会所指定管理者不指定通知書を交付する。

(協定)

第13条 指定管理者は、本市と集会所の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 管理に要する費用に関する事項

(3) 管理を行うに当たって業務上知り

<p>(様式)</p> <p><u>第10条</u> この規則の規定による次の表の文書の様式は、市長が定める。</p> <p>[表 別記]</p> <p><u>第11条</u> [略]</p> <p>[別表 別記]</p>	<p><u>得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項</u></p> <p>(4) <u>管理の業務の報告に関する事項</u></p> <p>(5) <u>指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項</u></p> <p>(6) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>(様式)</p> <p><u>第14条</u> [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p><u>第15条</u> [略]</p> <p>[別表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後においてもなお当分の間、この規則の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

[改正前 別記]

[第10条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
那覇市緑ヶ丘公園集会所使用料還付申請書	[略]
那覇市緑ヶ丘公園集会所使用料減免申請書	[略]

[改正後 別記]

[第14条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
那覇市緑ヶ丘公園集会所利用料金返還申請書	[略]
那覇市緑ヶ丘公園集会所利用料金減免申請書	[略]

那覇市緑ヶ丘公園集会所指定管理者指定申請書	第11条第2項
那覇市緑ヶ丘公園集会所指定管理者指定書	第12条第1項
那覇市緑ヶ丘公園集会所指定管理者不指定通知書	第12条第2項

[改正前 別記]

別表(第8条関係)

区分		室料	冷房料
[略]			[略]
条例第9条第3号	[略]		
	その他市長が特別の理由があると認める場合	市長が必要と認める額	

[改正後 別記]

別表(第8条関係)

区分		室料	冷房料
[略]			[略]
条例第9条第3号	[略]		
	その他指定管理者が特別の理由があると認める場合	指定管理者が必要と認める額	

告 示

那覇市告示第 364 号
令和 3 年 10 月 6 日
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり指定したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指 定 番 号 : 第 2 号
- 2 指定道路の種類 : 第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 3 指 定 年 月 日 : 令和 3 年 10 月 3 日
- 4 指定道路の位置 : 那覇市字上間山川原 568 番 4
- 5 指定道路の幅員 : 4.10 ~ 4.33m
- 6 指定道路の延長 : 13.825m

那覇市告示第 389 号
令和 3 年 10 月 15 日
掲 示 済

令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	9.5	65.0

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率の欄において「—」と表記されている場合、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

(参考)

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(注) 早期健全化基準：4 指標のうち 1 つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化に取り組むことになる。

財政再生基準：将来負担比率を除く 3 指標のうち 1 つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政再生計画」を策定し、国等の監督の下、確実な財政再建に取り組むことになる。

那覇市告示第 390 号
令和 3 年 10 月 18 日
掲 示 済

令和 2 年度決算に基づく資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度決算に基づく資金不足比率 (単位 : %)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	—	20.0
那覇市下水道事業会計	—	

(備考) 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

那覇市告示第 409 号
令和 3 年 11 月 1 日

令和 3 年 (2021 年) 9 月那覇市議会定例会で認定された令和 2 年度那覇市一般会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度 那覇市一般会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	子 算 現 額	額 調 定	額 選 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	收 入 未 済 額	(単位：円)	
								子 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	収 入 未 済 額
1 市税			49,231,010,000	51,379,678,182	50,121,541,252 84,211,321	41,700,168	1,300,648,083	△890,531,252	
	1	市民税	20,901,478,000	21,888,556,364	21,253,116,944 75,269,836	29,668,894	681,040,362	△351,638,944	
	2	固定資産税	23,074,736,000	24,040,399,251	23,510,747,319 6,453,185	8,259,499	527,845,618	△436,011,319	
	3	軽自動車税	795,021,000	837,639,866	799,176,188 89,200	3,771,775	34,781,103	△4,155,188	
	4	市たばこ税	3,430,564,000	3,501,288,901	3,501,288,901	0	0	△70,724,901	
	5	入湯税	4,836,000	6,118,500	6,118,500	0	0	△1,282,500	
2 地方譲与税	6	事業所税	1,024,375,000	1,105,675,300	1,051,093,400 2,399,100	0	56,981,000	△26,718,400	
	1	自動車重量譲与税	361,212,000	350,552,000	350,552,000	0	0	10,660,000	
	2	地方道路譲与税	1,000	0	0	0	0	1,000	
	3	特別とん譲与税	27,072,000	26,540,537	26,540,537	0	0	531,463	
	4	航空機燃料譲与税	277,549,000	54,270,000	54,270,000	0	0	223,279,000	
	5	地方揮発油譲与税	127,393,000	120,488,000	120,488,000	0	0	6,905,000	
3 利子割交付金	6	森林環境譲与税	27,646,000	27,648,000	27,648,000	0	0	△2,000	
	1	利子割交付金	20,427,000	20,504,000	20,504,000	0	0	△77,000	
	1	配当割交付金	20,427,000	20,504,000	20,504,000	0	0	△77,000	
4 配当割交付金	1	配当割交付金	68,875,000	61,086,000	61,086,000	0	0	7,789,000	
	1	配当割交付金	68,875,000	61,086,000	61,086,000	0	0	7,789,000	
5 株式等譲渡所得割交付金	1	株式等譲渡所得割交付金	61,576,000	67,503,000	67,503,000	0	0	△5,927,000	
	1	株式等譲渡所得割交付金	61,576,000	67,503,000	67,503,000	0	0	△5,927,000	
6 地方消費税交付金	1	地方消費税交付金	6,706,281,000	7,034,900,000	7,034,900,000	0	0	△328,619,000	
	1	地方消費税交付金	6,706,281,000	7,034,900,000	7,034,900,000	0	0	△328,619,000	

歳 入 (単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	收 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	收 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
16 県支出金		19,818,313,617	19,875,858,682	18,877,711,244	0	998,147,438	940,602,373
	1 県負担金	8,507,272,000	8,450,597,860	8,450,597,860	0	0	56,674,140
	2 県補助金	10,621,832,617	10,734,318,074	9,736,170,636	0	998,147,438	885,661,981
17 財産収入	3 委託金	689,209,000	690,942,748	690,942,748	0	0	△1,733,748
		610,627,000	593,485,252	570,520,689 52,300	0	23,016,863	40,106,311
	1 財産運用収入	437,930,000	480,884,258	457,919,695 52,300	0	23,016,863	△19,989,695
2 財産売却収入		172,697,000	112,600,994	112,600,994	0	0	60,096,006
		332,826,000	323,943,153	323,943,153	0	0	8,882,847
18 寄附金	1 寄附金	332,826,000	323,943,153	323,943,153	0	0	8,882,847
		5,082,568,000	5,081,139,296	5,081,139,296	0	0	1,428,704
19 繰入金	1 特別会計繰入金	118,671,000	117,669,252	117,669,252	0	0	1,001,748
	2 基金繰入金	4,963,897,000	4,963,470,044	4,963,470,044	0	0	426,956
20 繰越金		5,256,879,526	6,121,721,988	6,121,721,988	0	0	△864,842,462
	1 繰越金	5,256,879,526	6,121,721,988	6,121,721,988	0	0	△864,842,462
21 諸収入		1,453,727,000	2,741,899,399	1,583,725,606 15,440	33,608,880	1,124,580,353	△129,998,606
	1 延滞金加算金及び過料	38,119,000	54,243,400	54,151,900	0	91,500	△16,032,900
	2 市預金利子	643,000	644,643	644,643	0	0	△1,643
	3 貸付金元利収入	87,355,000	89,424,942	89,424,942	0	0	△2,069,942
	4 受託事業収入	65,406,000	62,820,252	57,826,252	0	4,994,000	7,579,748
22 市債	5 雑入	1,262,204,000	2,534,766,162	1,381,677,869 15,440	33,608,880	1,119,494,853	△119,473,869
	1 市債	16,468,000,000	13,438,152,000	13,438,152,000	0	0	3,029,848,000
		16,468,000,000	13,438,152,000	13,438,152,000	0	0	3,029,848,000

(単位：円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 選 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	
								額	率
	歳	入 合 計	202,137,059,924	205,000,354,477	199,159,290,101 84,503,611	98,100,786	5,827,467,201	2,977,769,823	

歳 出	款	項	(単位：円)					予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
			予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	
1	議会費		736,686,000	726,718,866	0	9,967,134	9,967,134	
		1	議会費	736,686,000	726,718,866	0	9,967,134	9,967,134
2	総務費		21,579,238,462	20,762,258,537	78,766,560	738,213,365	816,979,925	
		1	総務管理費	19,178,903,010	18,434,570,870	77,286,510	667,045,630	744,332,140
		2	徴税費	1,166,769,000	1,114,407,733	0	52,361,267	52,361,267
		3	戸籍住民基本台帳費	795,776,000	778,066,914	1,480,050	16,229,036	17,709,086
		4	選挙費	140,608,000	140,156,157	0	451,843	451,843
		5	統計調査費	187,585,549	186,132,267	0	1,453,282	1,453,282
3	民生費		109,596,903	108,924,596	0	672,307	672,307	
		6	監査委員費	117,894,950,016	114,558,489,864	348,349,188	2,988,110,964	3,336,460,152
		1	社会福祉費	60,988,320,640	59,815,149,872	2,239,746	1,170,931,022	1,173,170,768
		2	児童福祉費	32,413,555,126	30,928,998,301	346,109,442	1,138,447,383	1,484,556,825
		3	生活保護費	24,493,073,250	23,814,341,691	0	678,731,559	678,731,559
		4	災害救助費	1,000	0	0	1,000	1,000
4	衛生費		11,356,506,956	9,881,502,423	834,659,022	640,345,511	1,475,004,533	
		1	保健衛生費	7,706,432,956	6,286,660,931	810,300,000	609,472,025	1,419,772,025
		2	清掃費	3,650,074,000	3,594,841,492	24,359,022	30,873,486	55,232,508
		4	災害救助費	34,532,293	33,665,340	0	866,953	866,953
5	労働費		34,532,293	33,665,340	0	866,953	866,953	
		1	労働諸費	34,532,293	33,665,340	0	866,953	866,953
6	農林水産業費		224,564,040	211,800,514	0	12,763,526	12,763,526	
		1	農業費	39,740,000	37,900,987	0	1,839,013	1,839,013
		2	林業費	27,779,000	27,778,148	0	852	852

(単位:円)

歳 出	款	項	子 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	子 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
7	商工費	3 水産業費	157,045,040	146,121,379	0	10,923,661	10,923,661
		1 商工費	4,280,139,680	2,608,837,559	1,257,341,394	413,960,727	1,671,302,121
8	土木費	1 商工費	4,280,139,680	2,608,837,559	1,257,341,394	413,960,727	1,671,302,121
		1 土木管理費	13,443,052,061	11,061,282,232	2,182,006,349	199,763,480	2,381,769,829
9	消防費	1 土木管理費	202,371,000	198,181,646	0	4,189,354	4,189,354
		2 道路橋りょう費	1,462,390,962	1,189,629,394	243,591,721	29,169,847	272,761,568
		3 港湾費	686,912,000	683,074,156	0	3,837,844	3,837,844
		4 都市計画費	6,308,752,663	5,237,248,696	981,156,128	90,347,839	1,071,503,967
		5 住宅費	4,782,625,436	3,753,148,340	957,258,500	72,218,596	1,029,477,096
10	教育費	1 消防費	3,431,854,520	3,170,666,895	184,300,000	76,887,625	261,187,625
		1 教育総務費	17,349,314,746	15,905,753,963	735,691,922	707,868,861	1,443,560,783
11	災害復旧費	1 教育総務費	3,815,483,992	3,722,287,627	0	93,196,365	93,196,365
		2 小学校費	7,499,776,166	6,543,608,904	615,596,472	340,570,790	956,167,262
		3 中学校費	2,660,232,839	2,462,598,439	84,424,000	113,210,400	197,634,400
		4 幼稚園費	10,378,000	0	10,378,000	0	10,378,000
		5 社会教育費	1,516,236,840	1,421,227,882	25,293,450	69,715,508	95,008,958
		6 保健体育費	1,847,206,909	1,756,031,111	0	91,175,798	91,175,798
11	災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	4,000	0	0	4,000	4,000
		2 公共土木施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
		3 その他公共施設公用施設災害復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000
			1,000	0	0	1,000	1,000

(単位:円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較
12 公債費			11,374,570,000	11,367,911,237	0	6,658,763	6,658,763
	1	公債費	11,374,570,000	11,367,911,237	0	6,658,763	6,658,763
13 諸支出金			1,000	0	0	1,000	1,000
	1	公営企業貸付金	1,000	0	0	1,000	1,000
14 予備費			431,646,150	0	0	431,646,150	431,646,150
	1	予備費	431,646,150	0	0	431,646,150	431,646,150
歳 出	合 計		202,137,059,924	190,288,887,430	5,621,114,435	6,227,058,059	11,848,172,494

歳入歳出差引残額 8,870,402,671 円

令和 3 年 9 月 1 0 日提出
那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

(一 般 会 計)

区 分		金 額
1	予 算 現 額	202,137,059,924 円
2	歳 入 総 額	199,159,290,101
3	歳 出 総 額	190,288,887,430
4	歳 入 歳 出 差 引 額	8,870,402,671
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費連次繰越額 0
		(2) 繰越明許費繰越額 791,575,922
		(3) 事故繰越し繰越額 0
		計 791,575,922
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越) 8,078,826,749
		(2) 不足額(翌年度から繰上充用) 0

那覇市監査委員より提出された、令和 2 年度 (2020 年度) 那覇市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況審査意見書の概要

審査意見

(1) 総合意見

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は、法令に準拠して作成されており、計数に誤りはないものと認めた。

予算の執行状況については、おおむね適正になされているものと認めた。

(本市の経済環境等)

本市の経済環境は、令和元年末まで観光業を中心に好調を維持していた。しかし、令和 2 年に入ると新型コロナウイルス感染症が瞬く間に全世界に拡大し、日本国内でも感染が広がった。政府は「緊急事態宣言」による国民への行動自粛要請を行い、感染者数はいったん減少したが、感染力の強い変異株等により感染蔓延を繰り返している。

沖縄県では、この影響により観光関連を中心に多くの分野の産業で収益が悪化している。感染蔓延の長期化により更なる景気の悪化が懸念される。

本市財政においては、法人関係の税収の落ち込みが大きくなっている。今後は景気、雇用の悪化に伴い個人市民税等の歳入減や、感染症対策及び経済対策による歳出増が見込まれ、財政悪化が懸念される。

(決算の状況)

令和 2 年度一般会計の決算における実質収支は、80億7,882万円の黒字で、前年度の実質収支37億1,067万円に比べ43億6,815万円増となっている。

歳入は、1,991億5,929万円の前年度に比べ420億7,605万円増となっている。これは主に、民生費国庫補助金等の増により国庫支出金が381億1,426万円増、市債が33億3,665万円増、県支出金が16億2,554万円増、繰入金が13億5,048万円増、地方消費税交付金が11億7,298万円増となったためである。一方、寄附金が14億6,225万円の減となったほか、地方交付税が10億160万円の減、財産収入が5億3,204万円の減となっている。

歳出は、1,902億8,888万円の前年度に比べ393億2,737万円増となっている。これは主に、特別定額給付金や臨時特別給付金事業の増等により民生費が347億4,679万円増、新文化芸術発信拠点施設整備事業等の増により総務費が40億5,740万円の増、教育費が21億2,453万円の増となったためである。一方、土木費は32億6,492万円の減となっている。

また、歳入のうち翌年度へ繰り越すべき財源は7億9,157万円となっており、前年度に比べ16億1,946万円減少している。繰越財源のうち3億2,460万円は那覇市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業に充てられる。

土地区画整理事業等、7つの特別会計の実質収支合計額は、12億9,136万円の黒字で、前年度に比べ黒字額が419万円減少している。収支の変動が大きいものとして国民健康保険事業特別会計が前年度比4億4,795万円減少し、介護保険事業特別会計が前年度比4億7,260万円増加している。結果として、一般会計及び特別会計を合わせた実質収支は、前年度に比べ7億5,553万円減の93億7,019万円の黒字となっている。

自主財源の根幹である市税の収納率は、平成22年度以降毎年上昇していたが、令和2年度決算では、コロナ禍対応として特例による税の徴収猶予が行われた影響もあり、97.6%と前年度比0.7ポイントの低下となっている。税目別では市民税が前年度比8億396万円の減収となり、なかでも法人税割は前年度比16億3,495万円の減収となっており、いち早く景気の悪化を反映していると思われる。

(財政指標)

普通会計における財政指標では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は90.3%で、前年度に比べ0.7ポイント改善している。これは主に、扶助費で1.1ポイント、物件費で0.7ポイント減少したことによるものである。

実質公債費比率（平成30年度～令和2年度の平均）は9.5%で、前年度に比べ0.9ポイント改善している。これは分子となる元利償還金が2億7,543万円減少したことなど及び同比率の分母となる標準財政規模が、令和2年度決算において19億8,645万円増加したことなどによるものである。

同比率は平成25年度以降年々減少しているが、令和2年度末市債残高は、1,356億2,418万円と前年度比で26億2,924万円の増となっており、そのうち臨時財政対策債の残高は546億2,608万円で、前年度比4億676万円の増となっている。

(繰越事業)

令和2年度から翌年度へ繰り越す事業の総額は、一般会計及び特別会計で58億1,599万円となっており、前年度に比べ33億2,611万円減となっている。これは主に、一般会計や市街地再開発事業特別会計での大型工事の完了によるものである。

(むすび)

令和2年度は新型コロナウイルス感染症蔓延の影響で、例年とは大きく異なる対応を求められた。感染防止のため多くの事業を中止するとともに、保健所業務や救急業務では職員の負担が増大し、教育保育分野や福祉分野でも日々対応が変わる状況であった。

現在、ウイルス対策の切り札としてワクチン接種が進められているが、引き続き市民生活を守るための効果的な施策の実施が求められている。それらの財源確保のためにも、より効率的な財政運営と適正な事務執行が求められる。

(2) 個別意見

ア 国庫補助金の未収について（障がい福祉課）

社会福祉施設（障害者支援施設等）整備補助金は、障害者支援施設等の改修にかかる費用の1/2を国が補助（市補助1/4、事業者負担1/4）するものであるが、国の令和2年度補正予算分でコロナ禍における入所者の感染防止を目的に改修するものについても対象とされた。

令和2年度には1件の補助を行っているが、当該補助金の国への請求にあたり、請求時期を逸したため、1,188万4千円が未収となっており、一連の事務の進捗管理が不十分であった。

国及び県の補助金に係る事務については、特に新規の事業では従来と異なる対応が求められることもあり、より慎重に事務処理を行われたい。

那覇市告示第 410 号
令和 3 年 11 月 1 日

令和 3 年 (2021 年) 9 月那覇市議会定例会で認定された令和 2 年度那覇市病院
事業債管理特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度 那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書

(単位:円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 諸収入			327,854,000	327,852,923	327,852,923	0	0	1,077
		1 貸付金元利収入	327,854,000	327,852,923	327,852,923	0	0	1,077
	歳 入	合 計	327,854,000	327,852,923	327,852,923	0	0	1,077

(単位:円)

歳 出 款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 公 債 費		327,854,000	327,852,923	0	1,077	1,077
	1 公 債 費	327,854,000	327,852,923	0	1,077	1,077
歳 出	合 計	327,854,000	327,852,923	0	1,077	1,077

歳入歳出差引残額 0 円

令和 3 年 9 月 1 0 日 提 出

那 覇 市 長 城 間 幹 子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

(病院事業債管理特別会計)

区 分		金 額	
1	予 算 現 額	327,854,000 円	
2	歳 入 総 額	327,852,923	
3	歳 出 総 額	327,852,923	
4	歳 入 歳 出 差 引 額	0	
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
		(2) 繰越明許費繰越額	0
		(3) 事故繰越し繰越額	0
		計	0
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)	0
		(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 411 号

令和 3 年 11 月 1 日

令和 3 年 (2021 年) 9 月那覇市議会定例会で認定された令和 2 年度那覇市介護
保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度 那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入	項 目	予 算 現 額	額 調 定	收 入 選 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	收 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 選 付 未 済 額 と の 比 較
1 介護保険料		5,387,257,000	5,908,402,621	5,597,117,811 17,969,442	100,773,010	228,481,242	△209,860,811
	1 介護保険料	5,387,257,000	5,908,402,621	5,597,117,811 17,969,442	100,773,010	228,481,242	△209,860,811
2 使用料及び手数料		1,912,000	3,183,997	3,183,997	0	0	△1,271,997
	1 手数料	1,912,000	3,183,997	3,183,997	0	0	△1,271,997
3 国庫支出金		6,730,687,000	6,783,219,305	6,783,219,305	0	0	△52,532,305
	1 国庫負担金	4,661,672,000	4,634,849,350	4,634,849,350	0	0	26,822,650
	2 国庫補助金	2,069,015,000	2,148,369,955	2,148,369,955	0	0	△79,354,955
	4 支払基金交付金	7,041,098,000	6,788,817,677	6,788,817,677	0	0	252,280,323
5 県支出金		7,041,098,000	6,788,817,677	6,788,817,677	0	0	252,280,323
	1 支払基金交付金	3,994,937,000	3,987,871,343	3,792,991,343	0	194,880,000	201,945,657
	1 県負担金	3,441,420,000	3,422,825,925	3,422,825,925	0	0	18,594,075
	2 財政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	0	1,000
6 財産収入		553,516,000	565,045,418	370,165,418	0	194,880,000	183,350,582
	3 県補助金	1,311,000	1,312,492	1,312,492	0	0	△1,492
	1 財産運用収入	1,311,000	1,312,492	1,312,492	0	0	△1,492
7 繰入金		4,583,817,000	4,583,814,517	4,583,814,517	0	0	2,483
	1 他会計繰入金	4,583,816,000	4,583,814,517	4,583,814,517	0	0	1,483
8 繰越金		1,000	0	0	0	0	1,000
	2 基金繰入金	679,417,000	679,416,476	679,416,476	0	0	524
9 諸収入		679,417,000	679,416,476	679,416,476	0	0	524
	1 繰越金	12,218,000	19,396,973	19,378,773	0	18,200	△7,160,773
	1 延滞金、加算金及び過料	1,094,000	1,994,952	1,994,952	0	0	△900,952

(単位:円)

歳 入 款	項	予 算 現 額	調 定 額	收 入 選 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	收 入 未 済 額	予 算 現 額 と 收 入 済 額 と の 比 較
	2 雑入	11,124,000	17,402,021	17,383,821	0	18,200	△6,259,821
10 市債		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 市債	1,000	0	0	0	0	1,000
11 サービス収入		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 予防給付費収入	1,000	0	0	0	0	1,000
歳 入 合 計		28,432,656,000	28,755,435,401	28,249,252,391 17,969,442	100,773,010	423,379,442	183,403,609

(単位：円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総務費			989,815,000	718,429,327	194,880,000	76,505,673	271,385,673
		1 総務管理費	715,731,000	473,049,510	194,880,000	47,801,490	242,681,490
		2 徴収費	37,364,000	34,885,825	0	2,478,175	2,478,175
2 保険給付費		3 介護認定審査会費	236,720,000	210,493,992	0	26,226,008	26,226,008
			24,942,769,000	23,960,010,065	0	982,758,935	982,758,935
		1 介護サービス等諸費	24,406,189,000	23,448,824,450	0	957,364,550	957,364,550
3 財政安定化基金拠出金		2 介護予防サービス等諸費	504,942,000	482,342,202	0	22,599,798	22,599,798
		3 その他諸費	31,638,000	28,843,413	0	2,794,587	2,794,587
			1,000	0	0	1,000	1,000
4 基金積立金		1 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
			464,870,000	464,867,594	0	2,406	2,406
5 地域支援事業費		1 基金積立金	464,870,000	464,867,594	0	2,406	2,406
			1,778,052,000	1,698,660,214	0	79,391,786	79,391,786
		1 介護予防・生活支援サービス事業費	922,810,000	879,224,109	0	43,585,891	43,585,891
		2 一般介護予防事業費	138,154,000	120,139,300	0	18,014,700	18,014,700
6 諸支出金		3 包括的支援事業・任意事業費	712,463,000	695,626,462	0	16,836,538	16,836,538
		4 その他諸費	4,625,000	3,670,343	0	954,657	954,657
			257,148,000	255,260,748	0	1,887,252	1,887,252
		1 償還金及び還付加算金	147,445,000	145,558,586	0	1,886,414	1,886,414
7 保健福祉事業費		2 繰入金	109,703,000	109,702,162	0	838	838
		1 保健福祉事業費	1,000	0	0	1,000	1,000
			1,000	0	0	1,000	1,000

(単位：円)

歳 出 款	項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較	
						予 算 現 額	支 出 額
歳	出 合 計	28,432,656,000	27,097,227,948	194,880,000	1,140,548,052	1,335,428,052	

歳入歳出差引残額 1,152,024,443 円

令和 3 年 9 月 1 0 日提出
那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

(介 護 保 険 事 業 特 別 会 計)

区 分		金 額	
1	予 算 現 額	28,432,656,000 円	
2	歳 入 総 額	28,249,252,391	
3	歳 出 総 額	27,097,227,948	
4	歳 入 歳 出 差 引 額	1,152,024,443	
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
		(2) 繰越明許費繰越額	0
		(3) 事故繰越し繰越額	0
		計	0
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)	1,152,024,443
		(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 412 号
令和 3 年 11 月 1 日

令和 3 年（2021年）9 月那覇市議会定例会で認定された令和 2 年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度 那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	收 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	收 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 国民健康保険税		5,582,462,000	7,457,256,665	5,872,093,469 28,795,946	171,821,046	1,442,138,096	△289,631,469
	1 国民健康保険税	5,582,462,000	7,457,256,665	5,872,093,469 28,795,946	171,821,046	1,442,138,096	△289,631,469
2 使用料及び手数料		7,349,000	8,059,762	8,059,762	0	0	△710,762
	1 手数料	7,349,000	8,059,762	8,059,762	0	0	△710,762
3 国庫支出金		58,068,000	139,324,000	139,324,000	0	0	△81,256,000
	1 国庫補助金	58,068,000	139,324,000	139,324,000	0	0	△81,256,000
4 県支出金		26,403,025,000	25,380,402,071	25,380,402,071	0	0	1,022,622,929
	1 県負担金	26,403,025,000	25,380,402,071	25,380,402,071	0	0	1,022,621,929
5 財産収入		1,000	0	0	0	0	1,000
	2 財政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	0	1,000
6 繰入金		31,000	1,651	1,651	0	0	29,349
	1 財産運用収入	31,000	1,651	1,651	0	0	29,349
7 繰入金		5,012,130,000	4,280,685,576	4,280,685,576	0	0	731,444,424
	1 他会計繰入金	5,012,129,000	4,280,685,576	4,280,685,576	0	0	731,443,424
7 繰入金		1,000	0	0	0	0	1,000
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000
7 繰入金		499,853,000	499,853,480	499,853,480	0	0	△480
	1 繰越金	499,853,000	499,853,480	499,853,480	0	0	△480
8 諸収入		101,392,000	255,926,943	132,500,013	0	123,426,930	△31,108,013
	1 延滞金加算金及び過料	20,305,000	26,407,708	26,407,708	0	0	△6,102,708
8 諸収入		3,000	226	226	0	0	2,774
	2 預金利子	3,000	226	226	0	0	2,774
9 市債		81,084,000	229,519,009	106,092,079	0	123,426,930	△25,008,079
	3 雑入	81,084,000	229,519,009	106,092,079	0	123,426,930	△25,008,079
9 市債		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 財政安定化基金貸付金	1,000	0	0	0	0	1,000

(単位：円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	收 入 選 付 未 済 額	入 済 額	不 納 欠 損 額	收 入 未 済 額	予 算 現 額 と 收 入 済 額 と の 比 較	
									額	率
	歳	入	37,664,311,000	38,021,510,148	36,312,920,022 28,795,946		171,821,046	1,565,565,026		1,351,390,978
		合 計								

(単位：円)

歳 出	款	項	子 算 現 額	支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 濟 額 と の 比 較
1 総務費			694,710,966	657,389,857	0	37,321,109	37,321,109
	1	総務管理費	525,821,966	504,581,448	0	21,240,518	21,240,518
	2	徴税費	82,330,000	75,560,738	0	6,769,262	6,769,262
	3	運営協議会費	726,000	173,014	0	552,986	552,986
	4	収納率向上特別対策事業費	48,341,000	43,842,139	0	4,498,861	4,498,861
2 保険給付費	5	医療費適正化特別対策事業費	37,492,000	33,232,518	0	4,259,482	4,259,482
			25,258,530,429	24,125,705,254	0	1,132,825,175	1,132,825,175
	1	療養諸費	21,061,979,800	20,361,137,525	0	700,842,275	700,842,275
	2	高額療養費	3,984,848,629	3,577,817,823	0	407,030,806	407,030,806
	3	移送費	501,000	0	0	501,000	501,000
3 国民健康保険事業費納付金	4	出産育児諸費	201,701,000	177,599,906	0	24,101,094	24,101,094
	5	葬祭諸費	9,500,000	9,150,000	0	350,000	350,000
			10,788,268,000	10,788,264,821	0	3,179	3,179
	1	医療給付費分	7,915,751,000	7,915,749,365	0	1,635	1,635
	2	後期高齢者支援金等分	2,049,642,000	2,049,640,488	0	1,512	1,512
4 共同事業拠出金	3	介護納付金分	822,875,000	822,874,968	0	32	32
			1,000	0	0	1,000	1,000
	1	共同事業拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
			1,000	0	0	1,000	1,000
	1	財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
6 保健事業費	1	財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
	1	特定健康診査等事業費	233,488,000	213,007,866	0	20,480,134	20,480,134
		198,008,000	182,856,316	0	15,151,684	15,151,684	

歳 出 (単位:円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
7 基金積立金	2 保健事業費	35,480,000	30,151,550	0	5,328,450	5,328,450
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
8 公債費	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 財政安定化基金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000
9 諸支出金	1 財政安定化基金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 償還金及び還付加算金	489,898,000	476,654,014	0	13,243,986	13,243,986
	2 繰出金	489,436,000	476,393,714	0	13,042,286	13,042,286
10 予備費	2 繰出金	262,000	260,300	0	1,700	1,700
	3 指定公費の立替	200,000	0	0	200,000	200,000
	1 予備費	199,411,605	0	0	199,411,605	199,411,605
歳 出	合 計	37,664,311,000	36,261,021,812	0	1,403,289,188	1,403,289,188

歳入歳出差引残額 51,898,210 円

令和 3 年 9 月 1 0 日提出

那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

(国民健康保険事業特別会計)

区 分		金 額	
1	予 算 現 額	37,664,311,000 円	
2	歳 入 総 額	36,312,920,022	
3	歳 出 総 額	36,261,021,812	
4	歳 入 歳 出 差 引 額	51,898,210	
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費連次繰越額	0
		(2) 繰越明許費繰越額	0
		(3) 事故繰越し繰越額	0
		計	0
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)	51,898,210
		(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 413 号
令和 3 年 11 月 1 日

令和 3 年（2021年）9 月那覇市議会定例会で認定された令和 2 年度那覇市後期
高齢者医療特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度 那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入		(単位：円)						
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	
1 後期高齢者医療保険料		2,963,069,000	2,985,192,030	2,958,684,280 7,531,036	3,863,434	30,175,352	4,384,720	
	1 後期高齢者医療保険料	2,963,069,000	2,985,192,030	2,958,684,280 7,531,036	3,863,434	30,175,352	4,384,720	
	2 使用料及び手数料	626,000	819,401	819,401	0	0	△193,401	
3 繰入金	1 手数料	626,000	819,401	819,401	0	0	△193,401	
	1 繰入金	652,164,000	648,055,384	648,055,384	0	0	4,108,616	
4 繰越金	1 一般会計繰入金	652,164,000	648,055,384	648,055,384	0	0	4,108,616	
	繰越金	19,749,000	19,748,611	19,748,611	0	0	389	
5 諸収入	繰越金	19,749,000	19,748,611	19,748,611	0	0	389	
	諸収入	9,899,000	8,797,817	8,797,817	0	0	1,101,183	
6 国庫支出金	1 延滞金、加算金及び過料	605,000	802,909	802,909	0	0	△197,909	
	2 償還金及び還付加算金	9,247,000	7,951,006	7,951,006	0	0	1,295,994	
	3 預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000	
	4 雑入	46,000	43,902	43,902	0	0	2,098	
歳 入	1 国庫補助金	158,000	158,000	158,000	0	0	0	
	合 計	3,645,665,000	3,662,771,243	3,636,263,493 7,531,036	3,863,434	30,175,352	9,401,507	

(単位:円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総務費			44,536,000	40,443,493	0	4,092,507	4,092,507
		1 総務管理費	29,403,000	28,773,642	0	629,358	629,358
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2 徴収費	15,133,000	11,669,851	0	3,463,149	3,463,149
			3,591,881,000	3,571,654,309	0	20,226,691	20,226,691
3 諸支出金		1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,591,881,000	3,571,654,309	0	20,226,691	20,226,691
			9,248,000	8,013,640	0	1,234,360	1,234,360
歳 出 合 計		1 償還金及び還付加算金	9,246,000	8,012,206	0	1,233,794	1,233,794
		2 繰出金	2,000	1,434	0	566	566
			3,645,865,000	3,620,111,442	0	25,553,558	25,553,558

歳入歳出差引残額 16,152,051 円

令和 3 年 9 月 1 0 日提出

那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

(後期高齢者医療特別会計)

区 分		金 額	
1	予 算 現 額	3,645,665,000 円	
2	歳 入 総 額	3,636,263,493	
3	歳 出 総 額	3,620,111,442	
4	歳 入 歳 出 差 引 額	16,152,051	
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
		(2) 繰越明許費繰越額	0
		(3) 事故繰越し繰越額	0
		計	0
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)	16,152,051
		(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 414 号
令和 3 年 11 月 1 日

令和 3 年 (2021 年) 9 月那覇市議会定例会で認定された令和 2 年度那覇市母子
父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度 那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 選 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1	繰入金		2,473,000	2,473,000	2,473,000	0	0	0
		1	一般会計繰入金	2,473,000	2,473,000	2,473,000	0	0
2	諸収入		32,238,000	88,052,864	39,794,950	0	48,257,914	△7,556,950
		1	貸付金元利収入	32,232,000	84,567,833	39,351,159	0	45,216,674
		2	雑入	3,485,031	443,791	0	3,041,240	△437,791
3	繰越金		92,409,000	92,409,248	92,409,248	0	0	△248
		1	繰越金	92,409,000	92,409,248	92,409,248	0	0
4	市債		0	0	0	0	0	0
		1	市債	0	0	0	0	0
歳 入	合 計		127,120,000	182,935,112	134,677,198	0	48,257,914	△7,557,198

(単位:円)

歳 出 款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 民生費		126,534,000	67,710,375	0	58,823,625	58,823,625
	1 母子父子寡婦福祉費	126,534,000	67,710,375	0	58,823,625	58,823,625
2 諸支出金		586,000	585,216	0	784	784
	1 繰出金	586,000	585,216	0	784	784
歳 出	合 計	127,120,000	68,295,591	0	58,824,409	58,824,409

歳入歳出差引残額 66,381,607 円

令和 3 年 9 月 1 0 日提出
那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

(母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計)

区 分		金 額	
1	予 算 現 額	127,120,000 円	
2	歳 入 総 額	134,677,198	
3	歳 出 総 額	68,295,591	
4	歳 入 歳 出 差 引 額	66,381,607	
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
		(2) 繰越明許費繰越額	0
		(3) 事故繰越し繰越額	0
		計	0
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)	66,381,607
		(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 415 号
令和 3 年 11 月 1 日

令和 3 年 (2021 年) 9 月那覇市議会定例会で認定された令和 2 年度那覇市土地
区画整理事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度 那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入		(単位：円)						
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 未 済 額 と の 比 較	
1 使用料及び手数料		2,000	160	160	0	0	1,840	
	1 真嘉比古島第一地区手数料	1,000	160	160	0	0	840	
2 財産収入		1,000	0	0	0	0	1,000	
	1 真嘉比古島第二地区手数料	4,000	1,087	1,087	0	0	2,913	
3 繰入金		1,000	98	98	0	0	902	
	1 真嘉比古島第一地区財産運用収入	3,000	989	989	0	0	2,011	
4 繰越金		6,835,000	6,835,000	6,835,000	0	0	0	
	1 総務管理繰入金	4,064,000	4,064,000	4,064,000	0	0	0	
5 諸収入		2,771,000	2,771,000	2,771,000	0	0	0	
	1 総務管理繰越金	3,852,000	3,850,669	3,850,669	0	0	1,331	
6 保留地処分金		1,656,000	1,655,446	1,655,446	0	0	554	
	1 真嘉比古島第一地区繰越金	159,000	158,690	158,690	0	0	310	
7 清算徴収金		2,037,000	2,036,533	2,036,533	0	0	467	
	1 真嘉比古島第二繰越金	2,000	0	0	0	0	2,000	
歳 入		1,000	0	0	0	0	1,000	
	1 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	1,000	
歳 入		4,590,000	0	0	0	0	4,590,000	
	1 真嘉比古島第二保留地処分金	4,590,000	0	0	0	0	4,590,000	
歳 入		4,298,000	46,834,882	5,026,772	0	41,808,110	△728,772	
	1 真嘉比古島第一地区清算徴収金	666,000	17,840,895	979,840	0	16,861,055	△313,840	
歳 入		3,632,000	28,993,987	4,046,932	0	24,947,055	△414,932	
	2 真嘉比古島第二地区清算徴収金	19,583,000	57,521,798	15,713,688	0	41,808,110	3,889,312	

(単位:円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	
1	土地区画整理総務費		10,984,000	8,687,508	0	2,296,492	2,296,492	
		1	総務管理費	10,984,000	8,687,508	0	2,296,492	2,296,492
2	土地区画整理事業費		851,000	79,200	0	771,800	771,800	
		1	真嘉比古島第二土地区画整理費	851,000	79,200	0	771,800	771,800
3	清算費		1,234,000	1,151,243	0	82,757	82,757	
		1	真嘉比古島第二地区清算費	1,234,000	1,151,243	0	82,757	82,757
4	基金積立金		4,594,000	1,087	0	4,592,913	4,592,913	
		1	真嘉比古島第一地区基金積立金	3,000	989	0	2,011	2,011
		2	真嘉比古島第二地区基金積立金	4,591,000	98	0	4,590,902	4,590,902
5	公債費		1,920,000	1,919,999	0	1	1	
		1	公債費	1,920,000	1,919,999	0	1	1
歳 出		合 計	19,583,000	11,839,037	0	7,743,963	7,743,963	

歳入歳出差引残額 3,874,651 円

令和 3 年 9 月 1 0 日提出

那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

(土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計)

区 分		金 額	
1	予 算 現 額	19,583,000 円	
2	歳 入 総 額	15,713,688	
3	歳 出 総 額	11,839,037	
4	歳 入 歳 出 差 引 額	3,874,651	
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
		(2) 繰越明許費繰越額	0
		(3) 事故繰越し繰越額	0
		計	0
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)	3,874,651
		(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 416 号
令和 3 年 11 月 1 日

令和 3 年 (2021 年) 9 月那覇市議会定例会で認定された令和 2 年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度 那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入		(単位：円)						
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 遷 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	
1 国庫支出金		420,201,000	420,201,000	405,201,000	0	15,000,000	15,000,000	
	1 国庫補助金	420,201,000	420,201,000	405,201,000	0	15,000,000	15,000,000	
2 繰入金		274,859,000	274,859,000	274,859,000	0	0	0	
	1 一般会計繰入金	274,859,000	274,859,000	274,859,000	0	0	0	
3 繰越金		42,416,000	42,415,471	42,415,471	0	0	529	
	1 繰越金	42,416,000	42,415,471	42,415,471	0	0	529	
4 県支出金		320,030,000	320,030,000	320,030,000	0	0	0	
	1 県補助金	320,030,000	320,030,000	320,030,000	0	0	0	
98 市債		310,900,000	310,900,000	310,900,000	0	0	0	
	98 市債	310,900,000	310,900,000	310,900,000	0	0	0	
歳 入	合 計	1,368,406,000	1,368,405,471	1,353,405,471	0	15,000,000	15,000,529	

(単位:円)

歳 出 款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 都市再開発事業費		1,103,365,000	1,087,329,610	0	16,035,390	16,035,390
	1 都市再開発事業費	1,103,365,000	1,087,329,610	0	16,035,390	16,035,390
2 公債費		265,041,000	265,039,292	0	1,708	1,708
	1 公債費	265,041,000	265,039,292	0	1,708	1,708
歳 出	合 計	1,368,406,000	1,352,368,902	0	16,037,098	16,037,098

歳入歳出差引残額 1,036,569 円

令和 3 年 9 月 1 0 日提出

那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

(市街地再開発事業特別会計)

区 分		金 額	
1	予 算 現 額	1,368,406,000 円	
2	歳 入 総 額	1,353,405,471	
3	歳 出 総 額	1,352,368,902	
4	歳 入 歳 出 差 引 額	1,036,569	
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
		(2) 繰越明許費繰越額	0
		(3) 事故繰越し繰越額	0
		計	0
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)	1,036,569
		(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 417 号
令和 3 年 11 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
セノーテ訪問看護ステーション琉球	Fusion 株式会社	令和 3 年 9 月 1 日～ 令和 9 年 8 月 31 日
那覇市松島 1 丁目 15-9Aji ビル 302 号室		

那覇市告示第 418 号
令和 3 年 11 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (休止する事業の種類)	休 止 年 月 日
所 在 地	
りゅうたん訪問看護ステーション (訪問看護、介護予防訪問看護)	令和 3 年 10 月 1 日
那覇市首里池端町 10 番地 skyビル 1 階	

那覇市告示第 419 号
令和 3 年 11 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
関 忠雄	はり・きゅう	令和3年10月15日
琉球治療院	那覇市銘苅 2-11-19 グローブイーサイト新都心 201	
大城 誠	はり・きゅう	令和3年10月15日
琉球治療院	那覇市銘苅 2-11-19 グローブイーサイト新都心 201	
岡崎 里栄	はり・きゅう	令和3年10月15日
琉球治療院	那覇市銘苅 2-11-19 グローブイーサイト新都心 201	

那覇市告示第 420 号

令和 3 年 11 月 1 日

令和 3 年 (2021 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された令和 3 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 3 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 54,057 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,350,859 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		千円 27,596,551	千円 15,920	千円 27,612,471
	1 県負担金	27,596,550	15,920	27,612,470
6 繰入金		4,518,189	△13,761	4,504,428
	1 他会計繰入金	4,518,188	△13,761	4,504,427
7 繰越金		1	51,898	51,899
	1 繰越金	1	51,898	51,899
歳 入 合 計		38,296,802	54,057	38,350,859

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 707,171	千円 159	千円 707,330
	1 総務管理費	532,715	159	532,874
2 保険給付費		26,535,513	2,000	26,537,513
	1 療養諸費	22,225,286	2,000	22,227,286
3 国民健康保険事業費納付金		10,216,138	0	10,216,138
	1 医療給付費分	7,753,936	0	7,753,936
9 諸支出金		60,960	51,898	112,858
	2 繰出金	2	51,898	51,900
歳 出 合 計		38,296,802	54,057	38,350,859

那覇市告示第 421 号

令和 3 年 11 月 1 日

令和 3 年 (2021 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された令和 3 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 3 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16,152 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,690,169 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	16,152	16,153
	1 繰越金	1	16,152	16,153
歳 入 合 計		3,674,017	16,152	3,690,169

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,619,961	16,041	3,636,002
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,619,961	16,041	3,636,002
3 諸支出金		10,214	111	10,325
	2 繰出金	1	111	112
歳 出 合 計		3,674,017	16,152	3,690,169

那覇市告示第 422 号

令和 3 年 11 月 1 日

令和 3 年 9 月那覇市議会定例会で認定された令和 2 年度那覇市水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令 和 2 年 度 那 覇 市 水 道 事 業 決 算 報 告 書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 2 4 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額 に 係 る 財 源 充 当 額	合 計			
第1款 水道事業収益	円	円	円	円	円	円	円
	8,390,471,000	△ 886,980,000	0	7,503,491,000	7,471,164,706	△ 32,326,294	
第1項 営業収益	7,825,876,000	△ 1,151,321,000	0	6,674,555,000	6,659,317,253	△ 15,237,747	(うち仮受消費税及び地方消費税 602,017,903)
第2項 営業外収益	564,594,000	35,410,000	0	600,004,000	584,146,268	△ 15,857,732	(うち仮受消費税及び地方消費税 9,304,339)
第3項 特別利益	1,000	228,931,000	0	228,932,000	227,701,185	△ 1,230,815	(うち仮受消費税及び地方消費税 19,032)

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 2 4 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額	地 方 公 営 企 業 法 第 2 6 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額		
第1款 水道事業費用	円	円	円	円	円	円	円	円
	7,539,246,000	△ 191,467,000	0	0	7,347,779,000	7,139,542,451	0	208,236,549
第1項 営業費用	7,364,321,000	△ 179,756,000	0	△ 2,635,000	7,181,930,000	6,999,194,334	0	182,735,666
第2項 営業外費用	153,525,000	△ 12,179,000	0	2,000	141,348,000	136,330,487	0	5,017,513
第3項 特別損失	1,400,000	468,000	0	2,633,000	4,501,000	4,017,630	0	483,370
第4項 予備費	20,000,000	0	0	0	20,000,000	20,000,000	0	20,000,000

令和 2 年度那覇市水道事業損益計算書

(令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで)

		(単位：円)	
1	営業収益		
(1)	給水収益	5,819,629,491	
(2)	その他営業収益	<u>237,669,859</u>	6,057,299,350
2	営業費用		
(1)	配水費	4,214,032,907	
(2)	給水費	202,463,943	
(3)	漏水防止費	52,745,687	
(4)	業務費	374,119,980	
(5)	係数費	500,729,231	
(6)	減価償却費	1,128,294,080	
(7)	資産減耗費	<u>66,480,325</u>	6,538,866,153
	営業損失		481,566,803
3	営業外収益		
(1)	受取利息	16,132,009	
(2)	他会計負担金	39,116,183	
(3)	補償金	3,362,100	
(4)	長期前受金戻入	407,044,477	
(5)	土地物件収益	102,106,430	
(6)	雑収	<u>7,090,475</u>	574,851,674
4	営業外費用		
(1)	支払利息	42,433,187	
(2)	雑支出	<u>954,169</u>	43,387,356
	経常利益		531,464,318
			49,897,515
5	特別利益		
(1)	固定資産売却益	226,481,587	
(2)	過年度損益修正益	214,141	
(3)	その他特別利益	<u>986,425</u>	227,682,153
6	特別損失		
(1)	過年度損益修正損	1,274,858	
(2)	その他特別損失	<u>2,632,615</u>	3,907,473
	当年度純利益		273,672,195
	前年度繰越利益剰余金		928,975,891
	その他未処分利益剰余金変動額		<u>841,155,567</u>
	当年度未処分利益剰余金		<u>2,043,803,653</u>

令和2年度那覇市水道事業剰余金計算書
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

	剰余金										資本合計
	資本金		資本剰余金			利益剰余金					
	受贈価額	国債(県)補償金	資本剰余金合計	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	処分利益剰余金	利益剰余金合計	資本剰余金		
前年度末残高	15,365,437,341	1,984,471,045	2,305,890,751	1,555,668,126	5,105,134,298	1,844,989,598	△ 916,013,707	△ 916,013,707	△ 916,013,707	8,505,792,022	26,177,120,114
前年度処分額	916,013,707	0	0	0	0	△ 916,013,707	0	△ 916,013,707	△ 916,013,707	△ 916,013,707	0
条例(※)第4条による処分額	916,013,707	0	0	0	0	△ 916,013,707	0	△ 916,013,707	△ 916,013,707	△ 916,013,707	0
減債積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	257,158,976	0	0	0	0	△ 257,158,976	0	△ 257,158,976	△ 257,158,976	△ 257,158,976	0
建設改良積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	658,854,731	0	0	0	0	△ 658,854,731	0	△ 658,854,731	△ 658,854,731	△ 658,854,731	0
処分後残高	16,281,451,048	1,984,471,045	2,305,890,751	1,555,668,126	5,105,134,298	928,975,891	0	928,975,891	7,589,778,315	26,177,120,114	
当年度変動額	0	0	0	△ 265,979,531	△ 575,176,036	1,114,827,762	0	1,114,827,762	273,672,195	273,672,195	
企業債の償還	0	0	0	△ 265,979,531	0	265,979,531	0	265,979,531	0	0	
建設改良費に充当	0	0	0	0	△ 575,176,036	575,176,036	0	575,176,036	0	0	
当年度純利益	0	0	0	0	0	273,672,195	0	273,672,195	273,672,195	273,672,195	
当年度末残高	16,281,451,048	1,984,471,045	2,305,890,751	1,289,688,595	4,529,958,262	2,043,803,653	0	2,043,803,653	7,863,450,510	26,450,792,309	

※ 那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

令和2年度那覇市水道事業剰余金処分計算書

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
前年度末残高	16,281,451,048	2,305,890,751	2,043,803,653
議会の議決による処分額	0	0	△ 1,202,648,086
建設改良積立金の積立	0	0	△ 1,202,648,086
条例(※)第4条による処分額	841,155,567	0	△ 841,155,567
減債積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	265,979,531	0	△ 265,979,531
建設改良積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	575,176,036	0	△ 575,176,036
処分後残高	17,122,606,615	2,305,890,751	0

※ 那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

令和2年度那覇市水道事業貸借対照表

(令和3年3月31日)

1 固定資産		資産の部		負債の部	
(1)有形固定資産					
イ土地	1,084,356,151				
ロ建物	2,174,127,219				
ハ構築物	△1,194,596,756				
ニ機械及び装置	41,917,893,735				
ホ車両運搬具	△21,569,649,585				
ヘ工具、器具及び備品	2,433,470,301				
ト建設仮勘定	△1,391,494,973				
有形固定資産合計	43,580,693				
(2)無形固定資産	△27,715,772				
イ電話加入権	15,864,921				
ロソフトウェア	441,125,295				
無形固定資産合計	△315,404,884				
固定資産合計	△367,708,745				
	23,963,460,170				
(3)投資					
イ投資有価証券	913,300				
ロ長期貸付金	844,000				
ハその他投資					
投資合計	1,757,300				
固定資産合計	1,883,127,000				
2 流動資産					
(1)現金預金	1,397,184,000				
(2)未収引当金	493,538,000				
(3)貯蔵品	△8,669,806				
(4)前払金	1,248,106,436				
(5)その他流動資産	△1,239,416,630				
流動資産合計	55,460,990				
	127,819,041				
	25,762,000				
	12,835,475,367				
	38,693,760,337				
3 固定負債					
(1)企業債					
イ建設改良等の財源に充てるための企業債	1,024,083,550				
(2)引当金					
イ退職給付引当金	708,937,189				
ロ修繕引当金	676,996,000				
引当金合計	1,385,933,189				
固定負債合計	2,410,021,739				
4 流動負債					
(1)企業債					
イ建設改良等の財源に充てるための企業債	265,600,045				
(2)未払金	710,300,788				
(3)預り金	226,411,147				
(4)引当金					
引当金合計	61,107,801				
流動負債合計	61,107,801				
5 繰延収益					
(1)長期前受金	323,557,809				
イ受贈財産評価額	△160,698,829				
収益化累計額	70,000,000				
ロ寄附金	△17,639,998				
収益化累計額	52,360,002				
ハ工事負担金	1,792,027,753				
収益化累計額	△964,089,620				
ニ国庫(県)補助金	14,544,150,434				
収益化累計額	△7,254,020,068				
ホ他会計負担金	89,896,335				
収益化累計額	△15,003,978				
ヘ補償債権	256,929,782				
収益化累計額	△95,583,112				
繰延収益合計	8,569,526,503				
負債合計	12,242,963,028				

6 資 本 金	16,281,451,048
7 剰 余 金	
(1) 資 本 剰 余 金	
イ 受贈財産計価額	321,419,706
ロ 国庫(県)補助金	<u>1,984,471,045</u>
資本剰余金合計	2,305,890,751
(2) 利 益 剰 余 金	
イ 減 債 積 立 金	1,289,688,595
ロ 建 設 改 良 積 立 金	4,529,958,262
ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>2,043,803,653</u>
利益剰余金合計	<u>7,863,450,510</u>
剰 余 金 合 計	<u>10,169,341,261</u>
資 本 合 計	<u>26,450,792,309</u>
負 債 資 本 合 計	<u>38,693,769,337</u>

令和 2 年度那覇市水道事業会計決算審査意見

第 7 審査の結果

7 まとめ

(1) 総合意見

市長から審査に付された決算その他関係書類は、前記事項のとおり審査した限りにおいて、法令に適合し、かつ、正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められる。

(決算の状況)

業務量については、給水人口（行政区域内人口）は、31 万 4,889 人で前年度に比べ 2,171 人（0.7%）減少し、給水戸数は、16 万 7,921 戸で前年度に比べ 1,409 戸（0.8%）増加した。年間総配水量は、3,683 万 9,552 m^3 で前年度に比べ 168 万 4,847 m^3 （4.4%）減少し、年間有収水量は、3,554 万 8,520 m^3 で前年度に比べ 168 万 7,464 m^3 （4.5%）減少している。

損益収支については、総事業収益が 68 億 5,983 万円で前年度に比べ 9 億 5,991 万円（12.3%）減少している。これは、営業外収益 5,096 万円、特別利益 4,440 万円それぞれ増加したものの、営業収益が 10 億 5,529 万円減少したことによるものである。

総事業費用は、65 億 8,616 万円で前年度に比べ 3 億 461 万円（4.4%）減少している。これは、営業費用 1 億 1,662 万円、営業外費用 858 万円及び特別損失が 1 億 7,940 万円それぞれ減少したことによるものである。

当年度純利益は、2 億 7,367 万円で前年度と比較して 6 億 5,530 万円（70.5%）の減少となっている。

(財務指標)

財務比率について、固定比率は、前年度に比べ 0.6 ポイント増加し、73.8% となっており、自己資本の範囲内で固定資産が調達されている。流動比率 1,015.9% 及び当座比率 999.4% は、高率で推移しており、企業としての安全性及び支払能力は高く保たれている。

労働生産性については、前年度に比べ、職員一人当たりの給水人口 177 人、有収水量 38,513 m^3 、営業収益 1,640 万円それぞれ減少している。これは主に損益勘定所属職員が 3 人増となったこと、有収水量及び営業収益が減少となったためである。これら労働生産性に関する指標については、類似事業平均値と比較していずれも平均値を下回っている。

(むすび)

決算の状況から、令和 2 年度水道事業は、決算純利益として 2 億 7,367 万円の計上がなされているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による有収水量の減少及び支援策として実施した水道料金の減免等から例年に比べ減収、減益の経営結果となっていると認められた。

一方、現在本市水道の最も大きな課題である水道施設の耐震化については、平成 22 年度に策定した「那覇市水道施設更新（耐震化）基本計画」に基づき進められて

きた。令和3年3月末時点の耐震化率は、ポンプ場は100%を達成、配水池についても91.3%となっており、令和6年度末には100%の見込みとなっている。しかしながら、管路については、基幹管路（管路のうち主に口径300mm以上の管路）に限っては、32.1%と平成30年度全国平均を若干上回っているものの、管路全体では、7.1%となっており、平成28年3月に策定された那覇市水道事業ビジョンで設定された令和3年度末の目標値11.3%の達成見通しが厳しい状況となっている。

令和2年度においては、「那覇市水道事業経営戦略」の策定、「那覇市水道施設更新（耐震化）基本計画」の第2回改訂が行われていることから、今後は当該経営戦略及び基本計画に沿った耐震化事業のより効率的・効果的な実施に取り組まれない。

最後に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い全給水契約者に対する水道基本料金の全額免除（期間：令和2年4月～7月、免除額：4億6,537万円）及び「那覇市頑張る事業者応援事業給付金」の認定を受けた事業者を対象とした水道料金の一部減額（期間：令和2年4月～6月、減額：2,266万円）の支援策を実施したことについては、事業の公共性に鑑み評価をしたい。

(2) 個別意見

財産の管理について、次の点に留意されたい。

ア 水道施設における電柱等の目的外使用許可について

配水課が管理する水道施設（泊配水池、垣花ポンプ場、豊見城ポンプ場）において、行政財産の目的外使用許可をしていない電柱等の設置が11箇所確認され、最長で29年前から設置されているものもあった。

なお、これらの電柱等については、設置者と協議の上、使用許可するとともに、設置時期にさかのぼり使用料相当額（合計22万1,384円）を徴収済としている。

行政財産の管理にあたっては、地方自治法第238条の4第7項、地方公営企業法第33条第1項、第3項及び那覇市上下水道局行政財産使用料規程に基づき適正に行われたい。

那覇市告示第 423 号
令和 3 年 11 月 1 日

令和 3 年 9 月那覇市議会定例会で認定された令和 2 年度那覇市下水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

(2) 資本的収入及び支出

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規 定による繰越額に係る財源充 当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額			
第1款 資本的収入	1,172,525,000	△ 6,453,000	1,166,072,000	974,421,886	0	2,140,493,886	△ 572,647,503	
第1項 企業債	494,300,000	1,200,000	495,500,000	400,400,000	0	895,900,000	△ 234,900,000	
第2項 補助金	409,140,000	12,492,000	421,632,000	574,021,886	0	995,653,886	△ 334,557,348	
第3項 他会計負担金	268,157,000	△ 21,215,000	246,942,000	0	0	246,942,000	△ 3,497,255	(翌年度繰越財源充当額 4,909,464)
第4項 その他 資本的収入	928,000	1,070,000	1,998,000	0	0	1,998,000	307,100	

支 出

区 分	予 算 額					決 算 額	翌年度繰越額		備 考
	当初予算額	補正予算額	流用増 減額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額		継続 費通 次繰 越額	合 計	
第1款 資本的支出	2,081,606,000	△ 8,627,000	0	2,072,979,000	1,041,460,145	0	3,114,439,145	41,816,457	
第1項 建設改良費	1,116,326,000	△ 6,627,000	0	1,109,699,000	1,041,460,145	0	2,151,159,145	35,597,416	(うち仮払消費税及び 地方消費税 126,006,129)
第2項 企業債償還金	956,280,000	0	0	956,280,000	0	0	956,280,000	41	
第3項 投 資	4,000,000	△ 2,000,000	0	2,000,000	0	0	2,000,000	1,219,000	
第4項 予備費	5,000,000	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	5,000,000	

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額4,909,464円を除く。)が資本的支出額に不足する額 927,218,957円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額61,036,102円、繰越工事資金67,130,019円、
 液債積立金455,895,233円、過年度分損益勘定留保資金56,630,850円及び当年度分損益勘定留保資金286,526,753
 円で補てんした。

令和2年度那覇市下水道事業損益計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：円)

1 営業収益					
(1) 下水道使用料	3,092,870,353				
(2) 雨水処理負担金	472,388,456				
(3) 再生水売却収益	42,173,440				
(4) その他営業収益	<u>8,133,900</u>	3,615,566,149			
2 営業費用					
(1) 管渠費	360,877,613				
(2) ボンブ場費	37,716,251				
(3) 雨水処理費	122,602,588				
(4) 排水設備費	54,461,535				
(5) 業務費	1,867,038,799				
(6) 総係費	206,024,599				
(7) 減価償却費	1,785,883,895				
(8) 資産減耗費	<u>10,300,501</u>	4,444,905,781			
営業損失					829,639,632
3 営業外収益					
(1) 受取利息	2,468,346				
(2) 他会計負担金	288,083,556				
(3) 補助金	14,186,885				
(4) 長期前受金戻入	881,131,214				
(5) 土地物件収益	3,815,895				
(6) 雑収益	<u>1,376,730</u>	1,191,062,626			
4 営業外費用					
(1) 支払利息	229,675,211				
(2) 雑支出	<u>10,963,721</u>	240,638,932			950,423,694
経常利益					121,054,062
5 特別利益					
(1) 過年度損益修正益	1,841,571				
(2) その他特別利益	<u>1,568,560</u>	3,410,131			
6 特別損失					
(1) 過年度損益修正損	1,775,037				
(2) その他特別損失	<u>13,815,912</u>	15,590,949			
当年度純利益					<u>△ 12,180,818</u>
前年度繰越利益剰余金					108,903,244
その他未処分利益剰余金変動額					0
当年度未処分利益剰余金					<u>455,895,233</u>
					<u>564,798,477</u>

令和 2 年度那覇市下水道事業剰余金計算書
(令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで)

	資 本 金	剰 余 金					資 本 合 計
		資 本 剰 余 金		剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計	
		受 贈 財 産 評 価 額	国 庫 (県) 補 助 金 他 会 計 負 担 金	資 本 剰 余 金 合 計	未 処 分 利 益 剰 余 金		
前年度末残高	14,078,807,967	309,527,051	18,338,246	530,046,364	0	946,131,234	15,554,985,565
前年度処分額	490,236,001	0	0	0	455,895,233	△ 490,236,001	0
議会の議決による処分類	0	0	0	0	455,895,233	△ 455,895,233	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	455,895,233	△ 455,895,233	0
条例 (注) 第 4 条による処分類	490,236,001	0	0	0	0	△ 490,236,001	0
減債積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	490,236,001	0	0	0	0	△ 490,236,001	0
処分後残高	14,569,043,968	309,527,051	18,338,246	530,046,364	455,895,233	455,895,233	15,554,985,565
当年度変動額	△ 1,654,510	0	750,000	750,000	△ 455,895,233	108,903,244	107,998,734
企業債の償還	0	0	0	0	△ 455,895,233	455,895,233	0
他会計負担金の受入	0	0	750,000	750,000	0	0	750,000
出資 (土地) の返還	△ 1,654,510	0	0	0	0	0	△ 1,654,510
当年度純利益	0	0	0	0	0	108,903,244	108,903,244
当年度末残高	14,567,389,458	309,527,051	19,088,246	530,796,364	0	564,798,477	15,662,984,299

※那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

令和 2 年度那覇市下水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	14,567,389,458	530,796,364	564,798,477
条例 (注) 第 4 条による処分類	455,895,233	0	△ 455,895,233
減債積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	455,895,233	0	△ 455,895,233
処分後残高	15,023,284,691	530,796,364	108,903,244

※那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

令和 2 年度那覇市下水道事業貸借対照表

(令和 3 年 3 月 31 日)

資 産 の 部		負 債 の 部	
(単位:円)		(単位:円)	
1 固 定 資 産		3 固 定 負 債	
(1) 有 形 固 定 資 産		(1) 企 業 債	
イ 土 地	176,150,594	イ 建設改良費等の財源に充てらるための企業債	11,975,178,852
ロ 建 物	△ 83,224,481	企業債合計	406,221,411
ハ 構 築 物	67,408,222,530	イ 退職給付引当金	11,975,178,852
ニ 減価償却累計額	△ 27,119,403,665	引当金合計	406,221,411
ホ 機械及び装置	888,270,865	4 流 動 負 債	
ヘ 減価償却累計額	△ 523,247,437	(1) 企 業 債	
ト 車両運搬具	6,584,431	イ 建設改良費等の財源に充てらるための企業債	968,720,332
チ 減価償却累計額	△ 3,543,779	企業債合計	968,720,332
コ 工具、器具及び備品	44,074,504	(2) 未 払 金	628,405,592
ク 減価償却累計額	△ 32,967,933	(3) 預 り 金	4,129,439
カ 建設仮勘定	11,106,571	(4) 引 当 金	38,207,701
キ 有形固定資産合計	782,925,058	引当金合計	38,207,701
(2) 無 形 固 定 資 産		5 繰 上 取 引	
イ 地 上 権	579,360	(1) 長 期 前 受 取 債 権	1,238,967,321
ロ 施設利用権	4,566,911,208	イ 受取財産評価額	△ 133,851,115
無形固定資産合計	4,567,490,568	ロ 収益(果)補助金	38,654,743,678
(3) 投 資		ハ 収益(果)計負債	△ 18,540,939,362
イ 長期貸付金	2,253,700	ヘ 他会計負担金	2,794,042,356
貸倒引当金	△ 99,350	ニ 補 償 債 権	△ 677,416,186
ロ その他投資	4,147,000	収益(果)計負債合計	135,058,335
固定資産合計	6,301,350	繰上取引	△ 10,869,379
2 流 動 資 産		資本の部	
(1) 現 金 預 金	47,947,618,547	6 資 本 金	
(2) 未 収 金	4,256,965,465	7 剰 余 金	
貸倒引当金	815,633,656	(1) 資 本 剰 余 金	202,181,067
(3) 前 払 金	△ 2,709,749	イ 受取財産評価額	309,527,051
流動資産合計	123,365,606	ロ 国庫(果)補助金	19,088,246
流動負債合計	5,195,964,727	ハ 他会計負債合計	530,796,364
負債合計	53,143,683,274	(2) 利 益 剰 余 金	564,798,477
純資産合計	1,095,594,841	イ 当年度未処分利益剰余金	564,798,477
純資産合計	15,662,984,299	利益剰余金合計	1,095,594,841
負債純資産合計	53,143,683,274	負債純資産合計	53,143,683,274

令和 2 年度那覇市下水道事業会計決算審査意見

第 7 審査の結果

7 まとめ

(1) 総合意見

市長から審査に付された決算その他関係書類は、前記事項のとおり審査した限りにおいて、法令に適合し、かつ、正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められる。

(決算の状況)

業務量については、使用戸数は、15 万 8,882 戸で前年度に比べ 1,682 戸 (1.1%) 増加し、年間総排水量は、3,434 万 882 m³で前年度に比べ 154 万 8,886 m³ (4.3%)、年間有収水量は 3,434 万 773 m³で前年度に比べ 154 万 8,806 m³ (4.3%) それぞれ減少しており、年間有収率は、前年度と同じく 99.9%となっている。

損益収支については、総事業収益は 48 億 1,003 万円であり、前年度に比べ 5 億 7,758 万円 (10.7%) 減少している。これは、営業収益 3 億 5,566 万円、営業外収益 3,089 万円、特別利益 1 億 9,102 万円それぞれ減少したことによるものである。一方、総事業費用は、47 億 113 万円の前年度に比べ 2 億 3,059 万円 (4.7%) 減少しており、これは、営業費用が 4,014 万円、営業外費用 2,258 万円、特別損失 1 億 6,786 万円減少したことによるものである。この結果、当年度純利益は、1 億 890 万円で、前年度に比べ 3 億 4,699 万円 (76.1%) の減少となっている。

(財務指標)

経営分析の結果から収益性の面をみると、損益に関する指標である総収支比率 102.3%は前年度に比べ 6.9 ポイント減少、営業収支比率 81.3%は、前年度に比べ 7.2 ポイント減少している。企業の支払能力を示す流動比率は、316.9%で前年度に比べ 7.4 ポイント増加している。また、固定資産がどの程度自己資本でまかなわれているかを示す固定比率は、122.6%で前年度に比べ 1.2 ポイント減少している。

労働生産性については、「那覇市上下水道局における会計間の負担等に関する事務取扱基準 (平成 30 年 12 月 28 日上下水道事業管理者決裁)」において、人件費の負担割合を明確にしたことに伴い平成 30 年度に損益勘定所属職員が 15 人の増員となった。令和 2 年度も同人数であるが、前年度に比べ、職員一人当たりの有収水量 36,877 m³、営業収益 846 万円それぞれ減少している。

(むすび)

本市の下水道整備状況は、行政人口に対する公共下水道の普及率が 98.2%で、令和元年度末の全国平均 79.7% (令和 2 年 9 月 4 日国土交通省発表) と比較し、高い水準となっているが、本市が所有している下水道施設は、本土復帰後に整備したものが多く、これらの下水道施設の老朽化が進み、順次法定耐用年数を超えることになる。今後 10 年間の予測では 114 億 7,249 万円の整備事業費が必要とされており、大量更新に向けた財源確保が課題となっている。

令和 2 年度において、営業収益の根幹である下水道使用料は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年度に比べ 5 億 7,758 万円 (10.7%) の減少となっ

ており、新型コロナウイルス感染症の収束も不透明な中、厳しい状況が続くと思慮される。今後も安定的な下水道事業運営を持続するために、令和元年度に策定された「那覇市下水道ストックマネジメント計画」に基づく計画的かつ効率的な下水道施設の管理、また令和2年度策定された「那覇市下水道事業経営戦略」による効率的な事業運営、経営基盤の強化に努められたい。

公 告

那覇市公告第 333 号
令和 3 年 10 月 6 日
掲 示 済

公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、許可番号及び指令番号
令和3年9月6日 第R3-04号 那覇市指令ま建指第1-R3-04号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市古波蔵二丁目251番1 他3筆
- 3 公共施設
道路
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区上川端町13番8号
株式会社NTT西日本アセット・プランニング 九州支店長 鈴木 信昭
- 5 検査済証番号
令和3年10月6日 那ま建指第173号
- 6 工事完了年月日
令和3年9月25日

那覇市公告第 355 号
令和 3 年 10 月 12 日
掲 示 済

那覇市緑ヶ丘公園集会所指定管理者募集について

令和 4 年 4 月 1 日からの那覇市緑ヶ丘公園集会所の管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び所在地

- (1) 名称 那覇市緑ヶ丘公園集会所
- (2) 位置 那覇市牧志 1 丁目 6 番 55 号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市緑ヶ丘公園集会所条例第 16 条に定めるもののほか、那覇市緑ヶ丘公園集会所指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）のとおり。

3 指定の予定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 応募資格

応募者は、指定期間中、集会所の管理を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体であって、次の要件に該当するものとします。

- (1) 沖縄県内に登記簿上の本店又は主たる事業所等を有している法人、又はその他の団体で事務所を県内に有するもの。
- (2) 国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (3) 複数の法人その他の団体で構成されるグループで応募する場合は、グループの名称を設定し、代表者を選定すること。なお、すべての構成員は、沖縄県内に登記簿上の本店又は主たる事業所等を有する法人、又はその他の団体で県内に事務所を有するものであること。基本協定書の締結は、代表者を中心に行うこととなりますが、他の構成員も提案した事業計画の実施に連帯して責任を負うこと（当該グループの法人その他の団体は、別のグループでの重複又は単独で応募することはできません）。

5 欠格事項

次のいずれかに該当する団体（グループ応募する団体の場合には、代表者のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合は、応募を行うことができません）。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む）の規定により、那覇市における一般競争入札等の参加を制限されている団体

-
- (2) 那覇市から指名停止措置を受けている団体
 - (3) 国税及び地方税を滞納している団体
 - (4) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の団体
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
 - (6) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる団体
 - (7) 那覇市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去 1 年以内に、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた法人等
- 6 申請の方法
那覇市緑ヶ丘公園集会所指定管理募集要項のとおり。
- 7 募集要項等の配布
- (1) 配布期間 令和 3 年 10 月 12 日（火）～11 月 10 日（水）まで
原則、那覇市の公式ホームページからのダウンロードとします。
- 8 説明会の開催
業務内容、応募方法、提出書類等について説明会を開催します。
- (1) 開催日時 令和 3 年 10 月 18 日（月）
 - (2) 開催場所 緑ヶ丘公園集会所
- 9 お問い合わせ先
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 3 階
こどもみらい部 こども政策課（新里、親川）
電話：098-861-2110（直通） F A X：098-917-0106

那覇市公告第 357 号
令和 3 年 10 月 13 日
掲 示 済

首里山川町・桃原町宅地造成工事建築協定の認可及び縦覧について

建築基準法第73条第1項の規定により下記の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告する。

また、同条第3項の規定によりその建築協定書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 認可番号
第 1 号
- 2 認可年月日
令和 3 年 10 月 13 日
- 3 建築協定の名称
首里山川町・桃原町宅地造成工事建築協定
- 4 建築協定の地名地番
那覇市首里山川町二丁目 68 番 3、68 番 31、68 番 32
那覇市首里桃原町一丁目 42 番 2
- 5 縦覧場所
那覇市 まちなみ共創部 建築指導課
那覇市泉崎 1 - 1 - 1 那覇市役所 9 階

那覇市公告第 378 号
令和 3 年 10 月 19 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和 3 年10月12日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部 法制契約課			電話 098-951-3253
個人情報管理責任者	法制契約課長			
業務の名称	那覇市公契約審議会			
業務の目的	条例の施行の状況及び公契約に関する施策の推進に関する事項を審議する。			
個人情報の対象者	那覇市公契約審議会委員 (定数 7 名)			
業務の開始年月日	令和 3 年11月11日			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (電話番号、FAX番号、メールアドレス)	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input checked="" type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input checked="" type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 () 上記事項を取扱う理由
		心身	その他	
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(新規に委員を委嘱する時)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・**変更**)届出書

令和 3 年 10 月 1 日

那 覇 市 長 宛

那 覇 市 長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部地域保健課 電話 853-7962		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	母子保健に関すること 平成25年4月1日		
廃止又は変更の 理由	母子保健法の一部改正(令和3年4月1日施行)に合わせて、事業を具体的に追記した。		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	母子保健法に規定される母子健康手帳の交付及び保健指導、子育て世代包括支援センター事業、妊産婦健診、妊婦歯科健診、乳幼児健診、2歳児歯科健診、未熟児訪問相談指導、母子保健相談訪問指導、妊産婦新生児訪問指導、妊産婦栄養相談、講演会、離乳食教室、発達相談、親子教室、育児教室の業務。各事業で、希望者及び必要な方に対して、保健師等が家庭訪問や健康相談、健康教育等を通して、健康の保持増進、疾病予防、回復への支援を行う。	母子保健法に規定される母子健康手帳の交付及び保健指導、子育て世代包括支援センター事業、 <u>産後ケア事業</u> 、妊産婦健診、妊婦歯科健診、乳幼児健診、2歳児歯科健診、未熟児訪問相談指導、母子保健相談訪問指導、妊産婦新生児訪問指導、妊産婦栄養相談、講演会、離乳食教室、発達相談、親子教室、育児教室の業務。各事業で、希望者及び必要な方に対して、保健師等が家庭訪問や健康相談、健康教育等を通して、健康の保持増進、疾病予防、回復への支援を行う。	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和3年10月8日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部 法制契約課		電話 098-951-3253
届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	業務の名称：那覇市公契約条例検討審議会 開始年月日：平成30年11月26日		
廃止又は変更の 理 由	令和3年4月1日に那覇市公契約条例及び那覇市公契約条例施行規則が施行され、審議会については同条例・規則に規定されたことから、同日付けで那覇市公契約条例検討審議会規則が廃止された。よって、今後は那覇市公契約条例検討審議会規則に基づく那覇市公契約条例検討審議会を開催する予定がないため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	制度についての認識不足により、公契約条例検討審議会規則の廃止時に届出をしていなかったため、提出が遅れた。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那 霸 市 公 告 第 379 号
令 和 3 年 10 月 19 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那 霸 市 個 人 情 報 保 護 条 例 第 9 条 第 4 項 及 び 那 霸 市 個 人 情 報 保 護 条 例 施 行 規 則 第 8 条 の 2 第 2 項 で 準 用 す る 同 規 則 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 保 有 個 人 情 報 目 的 外 利 用 ・ 提 供 届 出 書 を 別 紙 の と お り 公 表 す る 。

那 霸 市 長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 3 年10月 7 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部 障がい福祉課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課
業務の名称	沖縄県障害者基本計画策定に必要な障害者情報の提供		
利用の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和 3 年10月 7 日 <input type="checkbox"/> 随 時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	身体障害者手帳交付台帳 (R3. 10. 6現在) に登録されている者のうち、指定された抽出方法により抽出した計205名の氏名、カナ、住所、方書、及び障害部位		
目的外利用又は提供をする根拠条項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (類型事項第 1 項) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条第 号に該当)		
目的外利用又は提供をする理由	沖縄県では障害者基本法の第11条第2項で制定されている障害者基本計画の策定を行っており、障がい者の状況等について実態調査を行う必要があることから、那覇市の身体障害者手帳交付台帳の登録されている個人情報の提供を行う。		
届出担当部課	障がい福祉課 862-3275 (担当：給付1グループ)		

那覇市公告第 395 号

令和 3 年 11 月 1 日

令和 4 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加資格
審査申請（追加申請）について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5及び第167条の5の2の規定により、令和4年度的那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法について次のように定めた。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札参加資格審査申請の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の第1項各号のいずれかに定める者に該当しないこと。（ただし、被保佐人、被補助人又は未成年者にあつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）
- (2) 清掃業務にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2に定める県知事の登録を受けていること。
- (3) 警備業務にあつては、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に定める公安委員会の認定を受けていること。
- (4) 令和3年11月1日において、清掃業務又は警備業務の営業実績が2年以上あること。
- (5) 沖縄県内に本店があること。
- (6) 本市内に本店、支店及び営業所（以下これらを「営業所等」という。）のいずれかがあること。この場合において、営業所等の要件は、「那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準」（平成23年12月5日総務部長決裁）に定めるところによる。
- (7) 従業員数（清掃業務にあつては清掃員数、警備業務にあつては警備員数）が5人以上であること。
- (8) 本市の市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。
- (9) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に加入していること。
- (10) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (11) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (12) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (13) 清掃員又は警備員の制服制度があること。
- (14) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団

又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

(15) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

※「官公需適格組合（以下「組合」という。）」として証明を受けた者からの申請もできます。組合での申請については、(4) 及び (7) の要件に代えて、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書を添付すること。

2 申請書類（本市様式）の配布

- (1) 配布期間 令和 3 年 11 月 1 日（月）～令和 3 年 11 月 30 日（火）
(2) 配布方法 本市ホームページからダウンロード

3 申請方法

- (1) 申請方法 「郵送」による
※ 郵送方法は、特に本市から指定はありません。（書留類・レターパック・宅配便など利用可）
(2) 受付期間 令和 3 年 11 月 16 日（火）～令和 3 年 11 月 30 日（火）
(11月30日消印有効)

(3) 送付先・問い合わせ先

〒900-8585
沖縄県那覇市泉崎 1-1-1
那覇市役所総務部管財課 庁舎管理グループ
電話番号 098-862-9904（直通）

4 入札参加資格の有効期間

令和 4 年 3 月 1 日～令和 5 年 2 月末日まで（1 年間）

那覇市公告第 396 号
令和 3 年 11 月 1 日

令和 4 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請 (追加) の受付について

令和 4 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の追加受付を次のとおり行います。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - (2) 建設工事については、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けている者であること。また、同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けている者であること。
 - (3) その他市長が定める入札参加資格要件を満たしている者であること。
- 2 受付期間
令和 3 年 12 月 6 日 (月) ~ 令和 3 年 12 月 17 日 (金) [当日消印有効]
- 3 申請及び受付方法
※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、郵送での申請のみとなります。(窓口での受付は行いません。)
- 4 提出書類等
競争入札参加資格審査の提出要領によります。
※提出要領・申請書様式等の詳細につきましては、令和 3 年 11 月初旬に那覇市ホームページへ掲載する予定です。
※CD-Rに申請データを保存後、必要書類に同封し郵送してください。
- 5 送付先・問い合わせ先
那覇市総務部 法制契約課 工事契約グループ
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話番号 直通 098-951-3253

上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第 24 号

令 和 3 年 10 月 7 日

掲 示 済

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第2号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那霸市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者 (指定の更新)

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者
166	有限会社秀開発工業	南城市佐敷字屋比久 141 番地 1	仲間 美智秀
170	株式会社タイカ工業	南城市佐敷字佐敷 354 番地	國頭 あゆみ
171	有限会社スイケン	那覇市字国場 1161 番地 4-201 号	眞座 孝浩
173	株式会社石川電設	那覇市首里山川町二丁目 61 番地の 33	石川 美保子
177	大嶺住設	豊見城市字上田 458 番地 1	大嶺 勝
180	有限会社共同工業	南城市大里字稲嶺 792 番地の 2	新垣 真治
185	株式会社ふくエンジニア G	沖縄市登川 3177 番地 2	竹島 奈月
192	株式会社みらい設備工業	島尻郡南風原町字兼城 306 番地 15	下地 重信
194	有限会社オーケイ設備	島尻郡南風原町字津嘉山 529 番地	大城 盛二郎
197	有限会社明水工設	島尻郡与那原町字与那原 3620 番地	具志堅 美津子

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者
200	有限会社玉野工務店	宜野湾市普天間二丁目 46 番 1 号	玉野 英世
202	株式会社城田設備	南城市大里字古堅 690 番地	城田 盛政
204	大悟設備工業	豊見城市与根 87 番地 9	大城 悟
206	有限会社石原設備	中頭郡中城村南上原 1105 番地	石原 昌保
207	有限会社新光組	島尻郡八重瀬町字玻名城 97 番地の 2	新垣 光男
208	有限会社龍設備工業	宜野湾市喜友名二丁目 21 番 8 号	長田 利矢
209	有限会社當山設備興業	中頭郡北谷町字玉上 225 番地 2	當山 孝明
217	株式会社エノビ防災技研	沖縄市園田 2 丁目 35 番 16 号	栄野比 剛
219	有限会社大設工業	豊見城市字与根 209 番地の 2	大城 正一
220	有限会社技研管理	島尻郡南風原町宮平 348 番地	宇地原 弘光

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者
221	株式会社向上	中頭郡北谷町字吉原 735 番地 3	奥田 武
222	イナモリ設備工業	糸満市字糸満 1868 番地	稲嶺 盛顕
223	ヒコ設備	島尻郡南風原町字津嘉山 533 番地 1F	金城 晴彦
224	株式会社光エンジニア	那覇市字識名 1279 番地	新垣 哲也
225	有限会社送友設備	浦添市前田三丁目 4 番 15 号	知念 智則
227	株式会社イチゴ	浦添市西原五丁目 1 番 9 号	國場 幸貞
228	株式会社沖電工	那覇市壺川二丁目 11 番地 11	仲宗根 斉
229	株式会社沖設備	那覇市壺川二丁目 11 番地 11	山城 邦夫
231	大和電工株式会社	那覇市若狭三丁目 45 番 10 号	宮里 敏彦
232	徳進設備工業株式会社	中頭郡北谷町字吉原 1201 番地の 2	德里 恒雄

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者
236	興 和 設 備	中頭郡北谷町字吉原 31 番地	伊波 毅
240	有限会社大與設備管理	宜野湾市字佐真下 54 番地	與座 ケイ子
246	有限会社東志工業	豊見城市字上田 95 番地の 1	東川平 勇人
250	株式会社テクノ工業	沖縄市古謝三丁目 26 番 11 号	下地 稔
254	株式会社創設備	中頭郡嘉手納町字嘉手納 312 番地 11	當山 みゆき
259	株式会社大生商事	那覇市繁多川二丁目 7 番 17 号	砂辺 長吉
263	株式会社呉屋設備	中頭郡西原町字翁長 866 番地の 1	呉屋 美香
264	呉 工 業	中頭郡中城村字津覇 571 番地 2	呉屋 秀次
265	仲 宗 根 設 備	中頭郡西原町字幸地 224 番地	仲宗根 誠
268	有限会社島設備	中頭郡北谷町字上勢頭 527 番地 1	島袋 恭太

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者
269	有限会社久工設	那覇市首里平良町二丁目 110 番地	知花 賢久
274	有限会社ライフ工業	浦添市大平一丁目 6 番 5 号 ウエハ ラビル 302 号	大城 正博
280	株式会社大川工業	うるま市石川曙三丁目 1 番 33 号	大宜見 正
281	有限会社琉冷サービス	那覇市曙二丁目 10 番 17 号	奥濱 一樹

那覇市上下水道局告示第 25 号
令和 3 年 10 月 19 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定(登録)番号 第 542 号
指定工事店名 那覇衛生設備
営業所所在地 沖縄県島尻郡南風原町字兼城 491-6
ニューハウジング 1 階
代表者氏名 仲里 和晃
有効期間 自 令和 3 年 10 月 11 日
至 令和 8 年 3 月 31 日